

第31節 別 表

【在留資格決定の場合】

—外交—

要件	立証資料
第1(該当範囲)	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 口上書その他外国政府又は国際機関の発行した身分及び用務を証する文書

【在留資格決定の場合】

—公用—

要件	立証資料
第1(該当範囲)	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 口上書その他外国政府又は国際機関の発行した身分、用務及び期間を証する文書

【在留期間更新許可申請の場合】

—公用—

要件	立証資料
第1(該当範囲)	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 口上書その他外国政府又は国際機関の発行した身分、用務及び期間を証する文書

【在留資格決定の場合】

—教授—

カテゴリー1		カテゴリー2
区分 (申請人)	大学等において常勤職員として勤務する場合	大学等において非常勤職員として勤務する場合
第1 (該当範囲)	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 勤務する大学等(複数の大学の非常勤講師等を兼ねる場合は、それぞれの大学等)における活動の内容、期間、地位及び報酬を証明する文書。ただし、大学等以外の機関との契約に基づいて勤務する場合は、大学等における活動の内容、期間、地位及び当該機関の支給する報酬を証明する文書

【在留期間更新許可申請の場合】

—教授—

カテゴリー1		カテゴリー2
区分 (申請人)	大学等において常勤職員として勤務する場合	大学等において非常勤職員として勤務する場合
要件	<b>立証資料</b>	
第1 (該当範囲)	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書

【在留資格決定の場合】

—芸術—

要件	立証資料
第1(該当範囲)	<p>次の資料により判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 申請書</li> <li>② 公私の機関又は個人との契約に基づいて活動を行う場合は、当該機関又は個人との契約書の写し等活動の内容、期間、地位及び報酬を証明する文書</li> <li>③ 公私の機関又は個人との契約に基づかないで活動を行う場合は、申請人が作成する具体的な活動の内容、期間及び行おうとする活動から生じる収入の見込み額を記載した文書</li> <li>④ 芸術上の活動歴を詳細に記載した履歴書</li> <li>⑤ 関係団体からの推薦状、過去の活動に関する報道、入賞、入選等の実績、過去の作品等の目録等芸術活動上の業績を明らかにすることのできる資料</li> </ul>

【在留期間更新許可申請の場合】

—芸術—

要件	立証資料
第1(該当範囲)	<p>次の資料により判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 申請書</li> <li>② 公私の機関又は個人との契約に基づいて活動を行う場合は、当該機関又は個人との契約書の写し等活動の内容、期間、地位及び報酬を証明する文書</li> <li>③ 公私の機関又は個人との契約に基づかないで活動を行う場合は、申請人が作成する具体的な活動の内容、期間及び行おうとする活動から生じる収入の見込み額を記載した文書</li> <li>④ 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書</li> </ul>

【在留資格決定の場合】

—宗教—

要件	立証資料
第1(該当範囲)	<p>次の資料により判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 申請書</li> <li>② 外国の宗教団体からの派遣状等の写し等派遣機関からの派遣期間、地位及び報酬を証明する文書</li> <li>③ 派遣機関及び受入機関の概要(宗派、沿革、代表者名、組織、施設、信者数等)を明らかにする資料</li> <li>④ 宗教家としての地位及び職歴を証明する文書</li> </ul>

【在留期間更新許可申請の場合】

—宗教—

要件	立証資料
第1(該当範囲)	<p>次の資料により判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 申請書</li> <li>② 外国の宗教団体からの派遣状等の写し等派遣機関からの派遣の継続を証明する文書</li> <li>③ 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書</li> </ul>

【在留資格決定の場合】

—報道—

カテゴリー1		カテゴリー2
区分 (申請人)	外務省報道官から外国記者登録証を発行された者を雇用する外国の報道機関に雇用される場合	左に該当しない団体・個人
	上記に該当することを示す資料	
第1 (該当範囲)	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 外国の報道機関の概要(代表者名、沿革、組織、施設、職員数、報道実績等)を明らかにする資料 ③ 外国の報道機関から派遣される者の場合は、当該機関の作成した地位、活動の内容、派遣期間、報酬を証明する文書 ④ 外国の報道機関に日本で雇用されることとなる者の場合は、労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 ⑤ ③以外のフリーランサーその他外国の報道機関等との雇用以外の契約に基づいて活動する者の場合は、当該契約に係る契約書 ただし、当該契約書に地位、活動の内容、活動期間、報酬のいずれかが記載されていない時は、その事項を記載した当該外国の報道機関の作成した文書

【在留期間更新許可申請の場合】

—報道—

カテゴリー1		カテゴリー2
区分 (申請人)	外務省報道官から外国記者登録証を発行された者を雇用する外国の報道機関に雇用される場合	左に該当しない団体・個人
要件	立証資料	
	上記に該当することを示す資料	
第1 (該当範囲)	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 外国の報道機関の作成した在職証明書(所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。)等引き続き外国の報道機関から派遣され、又は外国の報道機関に雇用され若しくは当該機関との契約により活動していることを証明する文書 ③ 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書

【参考】国家資格（業務独占資格・名称独占資格）の例

国家試験・資格	所管	根拠法令	業務独占	名称独占	交付者
医師	厚労省	医師法	○	○	厚生労働大臣
移動式クレーン運転士	厚労省	労働安全衛生法	○		都道府県労働局長
ウェブデザイン技能士	厚労省	職業能力開発促進法		○	厚生労働大臣又は 厚生労働大臣指定試験機関
液化石油ガス設備士	経産省	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	○		都道府県知事
栄養士	厚労省	栄養士法		○	都道府県知事
外国公認会計士	金融庁 (内閣府)	公認会計士法	○	○	内閣総理大臣
管理栄養士	厚労省	栄養士法		○	厚生労働大臣
介護福祉士	厚労省	社会福祉士及び介護福祉士法		○	厚生労働大臣
看護師	厚労省	保健師助産師看護師法	○	○	厚生労働大臣
ガス溶接技能講習修了者	厚労省	労働安全衛生法	○		厚生労働大臣指定機関
ガラス用フィルム施工技能士	厚労省	職業能力開発促進法		○	厚生労働大臣又は 厚生労働大臣指定試験機関
海事代理士	国交省	海事代理士法	○	○	国土交通大臣
管工事施工管理技士	国交省	建設業法		○	国土交通大臣
家畜人工授精師	農水省	家畜改良増殖法	○	○	都道府県知事
外国法事務弁護士	法務省	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法	○	○	法務大臣
義肢装具士	厚労省	義肢装具士法	○	○	厚生労働大臣
救急救命士	厚労省	救急救命士法	○	○	厚生労働大臣
金融窓口サービス技能士	厚労省	職業能力開発促進法		○	厚生労働大臣又は 厚生労働大臣指定試験機関
キャリア・コンサルティング技能士	厚労省	職業能力開発促進法		○	厚生労働大臣又は 厚生労働大臣指定試験機関
着付け技能士	厚労省	職業能力開発促進法		○	厚生労働大臣又は 厚生労働大臣指定試験機関
行政書士	総務省	行政書士法	○	○	都道府県知事
技術士	文科省	技術士法		○	文部科学大臣
クレーン・デリック運転士	厚労省	労働安全衛生法	○		都道府県労働局長
クレーン運転技能講習修了者(床上操作式、小型移動式)	厚労省	労働安全衛生法	○		厚生労働大臣指定機関

国家試験・資格	所管	根拠法令	業務独占	名称独占	交付者
計量士	経産省	計量法		○	経済産業大臣
言語聴覚士	厚労省	言語聴覚士法	○	○	厚生労働大臣
建築士(一級、二級、木造)	国交省	建築士法	○	○	国土交通大臣(一級)又は 都道府県知事(二級、木造)
建築設備士	国交省	建築士法、建築士法施行規則		○	国土交通大臣
高所作業車運転技能講習修了者	厚労省	労働安全衛生法	○		厚生労働大臣指定機関
航空従事者 (空操縦士・航空整備士・航空工機整備士・航空機師士・航空通信士・航空士)	国交省	航空法	○		国土交通大臣
公認会計士	内閣府 (金融庁)	公認会計士法	○	○	内閣総理大臣
作業環境測定士	厚労省	作業環境測定法	○	○	厚生労働大臣
作業療法士	厚労省	理学療法士及び作業療法士法	○	○	厚生労働大臣
浄化槽管理士	環境省	浄化槽法	○	○	環境大臣
視能訓練士	厚労省	視能訓練士法	○	○	厚生労働大臣
歯科医師	厚労省	歯科医師法	○	○	厚生労働大臣
歯科衛生士	厚労省	歯科衛生士法	○	○	厚生労働大臣
歯科技工士	厚労省	歯科技工士法	○	○	厚生労働大臣
社会福祉士	厚労省	社会福祉士及び介護福祉士法		○	厚生労働大臣
社会保険労務士	厚労省	社会保険労務士法	○	○	厚生労働大臣
柔道整復師	厚労省	柔道整復師法	○	○	厚生労働大臣
情報配線施工技能士	厚労省	職業能力開発促進法		○	厚生労働大臣又は 厚生労働大臣指定試験機関
診療放射線技師	厚労省	診療放射線技師法	○	○	厚生労働大臣
准看護師	厚労省	保健師助産師看護師法	○	○	都道府県知事
助産師	厚労省	保健師助産師看護師法	○	○	厚生労働大臣
ショベルローダー等運転技能講習修了者	厚労省	労働安全衛生法	○		厚生労働大臣指定機関
車両系建設機械運転技能講習修了者 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用、解体用、 基礎工事用)	厚労省	労働安全衛生法	○		厚生労働大臣指定機関
浄化槽設備士	国交省・環境省	浄化槽法	○	○	国土交通大臣
消防設備士	総務省	消防法	○		都道府県知事
獣医師	農水省	獣医師法	○	○	農林水産大臣

国家試験・資格	所管	根拠法令	業務独占	名称独占	交付者
司法書士	法務省	司法書士法	○	○	法務大臣
司書	文科省	図書館法		○	文部科学大臣
精神保健福祉士	厚労省	精神保健福祉士法		○	厚生労働大臣
製菓衛生師	厚労省	製菓衛生師法		○	都道府県知事
潜水士	厚労省	労働安全衛生法	○	○	都道府県労働局長
税理士	財務省 (国税庁)	税理士法	○	○	国税審議会
造園施工管理技士	国交省	建設業法		○	国土交通大臣
玉掛け技能講習修了者	厚労省	労働安全衛生法	○		厚生労働大臣指定機関
第一種圧力容器取扱作業主任者 (普通、化学設備関係)	厚労省	労働安全衛生法		○	厚生労働大臣指定機関
第一種圧力容器取扱作業主任者(特定)	厚労省	労働安全衛生法		○	都道府県労働局長
知的財産管理技能士	厚労省	職業能力開発促進法		○	厚生労働大臣又は 厚生労働大臣指定試験機関
調理技能士	厚労省	職業能力開発促進法		○	厚生労働大臣又は 厚生労働大臣指定試験機関
調理師	厚労省	調理師法		○	都道府県知事
通訳案内士(通訳ガイド)	国交省	通訳案内士法	○	○	観光庁長官
通関士	財務省 (税関)	通関業法	○	○	各税関長
電気工事士(第一種、第二種)	経産省	電気工事士法	○		都道府県知事
電気工事施工管理技士	国交省	建設業法		○	国土交通大臣
特種電気工事資格者	経産省	電気工事士法	○		経済産業大臣
土木施工管理技士	国交省	建設業法		○	国土交通大臣
土地区画整理士	国交省	土地区画整理法		○	国土交通大臣
土地家屋調査士	法務省	土地家屋調査士法	○	○	法務大臣
発破技士	厚労省	労働安全衛生法	○		都道府県労働局長

国家試験・資格	所管	根拠法令	業務独占	名称独占	交付者
美容師	厚労省	美容師法	○		厚生労働大臣
ビル設備管理技能士	厚労省	職業能力開発促進法		○	厚生労働大臣又は 厚生労働大臣指定試験機関
ビルクリーニング技能士	厚労省	職業能力開発促進法		○	厚生労働大臣又は 厚生労働大臣指定試験機関
ファイナンシャル・プランニング技能士	厚労省	職業能力開発促進法		○	厚生労働大臣又は 厚生労働大臣指定試験機関
フォークリフト運転技能講習修了者	厚労省	労働安全衛生法	○		厚生労働大臣指定機関
不整地運搬車運転技能講習修了者	厚労省	労働安全衛生法	○		厚生労働大臣指定機関
弁理士	経産省 (特許庁)	弁理士法	○	○	経済産業大臣
弁護士(司法試験)	法務省	弁護士法	○	○	法務大臣
保育士	厚労省	児童福祉法		○	都道府県知事
保健師	厚労省	保健師助産師看護師法	○	○	厚生労働大臣
ボイラー整備士	厚労省	労働安全衛生法	○		都道府県労働局長
ボイラー取扱技能講習修了者	厚労省	労働安全衛生法	○		厚生労働大臣指定機関
ボイラー溶接士(普通、特別)	厚労省	労働安全衛生法	○		都道府県労働局長
マンション管理士	国交省	マンションの管理の適正化の 推進に関する法律		○	国土交通大臣
水先人	国交省	水先法	○		国土交通大臣
薬剤師	厚労省	薬剤師法	○	○	厚生労働大臣
揚貨装置運転士	厚労省	労働安全衛生法	○		都道府県労働局長
理学療法士	厚労省	理学療法士及び作業療法士法	○	○	厚生労働大臣
理容師	厚労省	理容師法	○		厚生労働大臣
臨床検査技師	厚労省	臨床検査技師等に関する法律	○	○	厚生労働大臣
臨床工学技士	厚労省	臨床工学技士法	○	○	厚生労働大臣
レストランサービス技能士	厚労省	職業能力開発促進法		○	厚生労働大臣又は 厚生労働大臣指定試験機関
レストランサービス技能士	厚労省	職業能力開発促進法		○	厚生労働大臣又は 厚生労働大臣指定試験機関
宅地建物取引士	国土交通 省	宅地建物取引業法	○		都道府県知事

	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
区分 (申請人)	① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 外国の国又は地方公共団体 ④ 日本の国・地方公共団体認可の公益法人  ⑤ 高度専門職省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロに掲げる企業等(イノベーション創出企業) ⑥ 独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)により対日投資支援企業として認定された企業(コワーキングスペースを事業所としている企業を除く。)  ⑦ 一定の条件を満たす企業等(※)	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額が1,000万円以上ある団体・個人	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人(カテゴリー2を除く。)	左のいずれにも該当しない団体・個人
要件	<b>立証資料</b>			
	上記のいずれかに該当することを立証する資料			
第1 (該当範囲)	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。  ① 申請書 ② 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 ア 日本法人である会社の役員に就任する場合は、役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録(報酬委員会が設置されている会社にあつては同委員会の議事録)の写し	次の資料により判断する。  ① 申請書 ② 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 ア 日本法人である会社の役員に就任する場合は、役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録(報酬委員会が設置されている会社にあつては同委員会の議事録)の写し

<p>第1 (該当範囲)</p> <p>続き</p>			<p>イ 外国法人内の日本支店に転勤する場合及び会社以外の団体の役員に就任する場合は、地位(担当業務)、期間及び支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書</p> <p>ウ 日本において管理者として雇用される場合は、労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書</p> <p>③ 経営・管理に関する専門的な知識を有する者による評価を受けた事業計画書の写し</p> <p>④ 事業内容を明らかにする次のいずれかの資料 ア 当該事業を法人において行う場合には、当該法人の登記事項証明書の写し(法人の登記が完了していないときは、定款その他法人において当該事業を開始しようとしていることを明らかにする書類の写し)</p> <p>イ 勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容(主要取引先と取引実績を含む。)等が詳細に記載された案内書その他の勤務先等の作成した文書</p> <p>⑤ 直近の年度の決算文書の写し</p>	<p>イ 外国法人内の日本支店に転勤する場合及び会社以外の団体の役員に就任する場合は、地位(担当業務)、期間及び支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書</p> <p>ウ 日本において管理者として雇用される場合は、労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書</p> <p>③ 経営・管理に関する専門的な知識を有する者による評価を受けた事業計画書の写し</p> <p>④ 事業内容を明らかにする次のいずれかの資料 ア 当該事業を法人において行う場合には、当該法人の登記事項証明書の写し(法人の登記が完了していないときは、定款その他法人において当該事業を開始しようとしていることを明らかにする書類の写し)</p> <p>イ 勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容(主要取引先と取引実績を含む。)等が詳細に記載された案内書その他の勤務先等の作成した文書</p> <p>⑤ 直近の年度の決算文書の写し</p>
--------------------------------	--	--	---	---

<p>第1 (該当範囲)</p> <p>続き</p>			<p>⑥ 事業を営むために必要な許認可の取得等をしていることを証する次の文書</p> <p>ア 申請に当たつての説明書(参考様式)</p> <p>イ 許認可の取得等をしていることを証する許可書等の写し</p>	<p>⑥ 事業を営むために必要な許認可の取得等をしていることを証する次の文書</p> <p>ア 申請に当たつての説明書(参考様式)</p> <p>イ 許認可の取得等をしていることを証する許可書等の写し</p> <p>⑦ 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を提出できない理由を明らかにする次のいずれかの資料</p> <p>ア 源泉徴収の免除を受ける機関の場合</p> <p>外国法人の源泉徴収に対する免除証明書その他の源泉徴収を要しないことを明らかにする資料</p> <p>イ 上記アを除く機関の場合</p> <p>(ア) 給与支払い事務所等の開設届出書の写し</p> <p>(イ) 次のいずれかの文書</p> <p>a 直近3か月分の給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(領収日付印のあるものの写し)</p> <p>b 納期の特例を受けている場合は、その承認を受けていることを明らかにする資料</p>
--------------------------------	--	--	--	---

第2(基準) 1(1)	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 事業所用施設の存在を明らかにする不動産登記簿謄本、賃貸借契約書その他の資料	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 事業所用施設の存在を明らかにする不動産登記簿謄本、賃貸借契約書その他の資料
第2(基準) 1(2)	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 常勤の職員が一人以上従事していることを明らかにする当該職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票その他の資料 ③ 該当範囲の④の資料 ④ 該当範囲の⑤の資料 ⑤ その他事業の規模を明らかにするとして提出された資料	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 常勤の職員が一人以上従事していることを明らかにする当該職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票その他の資料 ③ 該当範囲の④の資料 ④ 該当範囲の⑤の資料 ⑤ その他事業の規模を明らかにするとして提出された資料

第3(基準)	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 該当範囲の⑥アの資料 ③ 経営者又は常勤の職員が日本語能力を有していることを証する次の資料 ア 日本語能力を有する者(申請人を除く。)の住民票 イ 日本語能力を有することを証する次のいずれかの資料 (ア) (試験により証明する場合)試験の合格証、成績証明書 (イ) (その他の方法により証明する場合)日本語能力を有する者の身分及び経歴を証する資料(住民票、卒業証明書等) ウ (日本語能力を有する者が常勤の職員(申請人を除く。)の場合)当該職員に係る賃金支払に関する文書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に当たっての説明書(参考様) ③ 経営者又は常勤の職員が日本語能力を有していることを証する次の資料 ア 日本語能力を有する者(申請人を除く。)の住民票 イ 日本語能力を有することを証する次のいずれかの資料 (ア) (試験により証明する場合)試験の合格証、成績証明書 (イ) (その他の方法により証明する場合)日本語能力を有する者の身分及び経歴を証する資料(住民票、卒業証明書等) ウ (日本語能力を有する者が常勤の職員(申請人を除く。)の場合)当該職員に係る賃金支払に関する文書
--------	-------------	-------------	--	--

第4(基準)	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 経営管理に関する分野又は申請に係る事業に関連する分野において博士の学位、修士の学位又は専門職学位を有していることを証する文書 ③ 関連する職務に従事した機関並びに活動の内容及び期間を明示した履歴書 ④ 関連する職務に従事した期間を証する文書 ⑤ 該当範囲の②の資料	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 経営管理に関する分野又は申請に係る事業に関連する分野において博士の学位、修士の学位又は専門職学位を有していることを証する文書 ③ 関連する職務に従事した機関並びに活動の内容及び期間を明示した履歴書 ④ 関連する職務に従事した期間を証する文書 ⑤ 該当範囲の②の資料
--------	-------------	-------------	--	--

	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
区分 (申請人)	① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 外国の国又は地方公共団体 ④ 日本の国・地方公共団体認可の公益法人 ⑤ 高度専門職省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロに掲げる企業等(イノベーション創出企業) ⑥ 独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)により対日投資支援企業として認定された企業(コワーキングスペースを事業所としている企業を除く。) ⑦ 一定の条件を満たす企業等(※)	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額が1,000万円以上ある団体・個人	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人(カテゴリー2を除く。)	左のいずれにも該当しない団体・個人
要件	<b>立証資料</b>			
	上記のいずれかに該当することを立証する資料			
第1 (該当範囲) 第2 (基準)	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 直近の年度の決算文書の写し ③ 当該事業を法人において行う場合には、当該法人の登記事項証明書の写し ④ 事業を営むために必要な許認可の取得等をしていることを証する次の文書 ア 申請に当たった説明書(参考様式) イ 許認可の取得等をしていることを証する許可書等の写し	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 直近の年度の決算文書の写し ③ 当該事業を法人において行う場合には、当該法人の登記事項証明書の写し ④ 事業を営むために必要な許認可の取得等をしていることを証する次の文書 ア 申請に当たった説明書(参考様式) イ 許認可の取得等をしていることを証する許可書等の写し

第1  
(該当範囲)  
第2  
(基準)  
続き

- |   |   |
|---|---|
| <p>⑤ 常勤の職員が一人以上従事していることを明らかにする当該職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票その他の資料</p> <p>⑥ 経営者又は常勤の職員が日本語能力を有していることを証する次の資料<br/>ア 上記④アの資料<br/>イ 日本語能力を有する者(申請人を除く。)の住民票<br/>ウ 日本語能力を有することを証する次のいずれかの資料<br/>(ア) (試験により証明する場合) 試験の合格証、成績証明書<br/>(イ) (その他の方法により証明する場合) 日本語能力を有する者の身分及び経歴を証する資料(住民票、卒業証明書等)<br/>エ (日本語能力を有する者が常勤の職員(申請人を除く。)の場合) 当該職員に係る賃金支払に関する文書</p> <p>⑦ 在留資格決定時又は直近の在留期間更新時に提出した事業計画書に基づく活動を着実に進めていたことを具体的に説明する資料(在留資格決定時等に提出した事業計画書等にも土づく活動とは異なる活動を行っている場合は、その理由及び当該活動に係る具体的説明資料)</p> | <p>⑤ 常勤の職員が一人以上従事していることを明らかにする当該職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票その他の資料</p> <p>⑥ 経営者又は常勤の職員が日本語能力を有していることを証する次の資料<br/>ア 上記④アの資料<br/>イ 日本語能力を有する者(申請人を除く。)の住民票<br/>ウ 日本語能力を有することを証する次のいずれかの資料<br/>(ア) (試験により証明する場合) 試験の合格証、成績証明書<br/>(イ) (その他の方法により証明する場合) 日本語能力を有する者の身分及び経歴を証する資料(住民票、卒業証明書等)<br/>エ (日本語能力を有する者が常勤の職員(申請人を除く。)の場合) 当該職員に係る賃金支払に関する文書</p> <p>⑦ 在留資格決定時又は直近の在留期間更新時に提出した事業計画書に基づく活動を着実に進めていたことを具体的に説明する資料(在留資格決定時等に提出した事業計画書等にも土づく活動とは異なる活動を行っている場合は、その理由及び当該活動に係る具体的説明資料)</p> |
|---|---|

第1  
(該当範囲)  
第2  
(基準)  
続き

- |  |  |
|--|--|
| <p>⑧ 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書</p> <p>⑨ 所属機関における公租公課の履行状況を明らかにする次の資料</p> <p>ア 上記④アの資料</p> <p>イ 所属機関が法人である場合</p> <p>(ア) 労働保険への加入状況及び当該料金の納付状況を証する文書</p> <p>(イ) 社会保険への加入状況及び当該料金の納付状況を証する文書</p> <p>(ウ) 国民健康保険への加入状況及び当該料金の納付状況を証する文書</p> <p>(エ) 源泉所得税及び復興特別所得税、法人税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書</p> <p>(オ) 法人住民税及び法人事業税に関する納税証明書</p> <p>ウ 所属機関が個人である場合</p> <p>(ア) 上記⑤ア(ア)ないし(ウ)の資料</p> <p>(イ) 源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税に関する納税証明書</p> <p>(ウ) 個人事業税に関する納税証明書</p> | <p>⑧ 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書</p> <p>⑨ 所属機関における公租公課の履行状況を明らかにする次の資料</p> <p>ア 上記④アの資料</p> <p>イ 所属機関が法人である場合</p> <p>(ア) 労働保険への加入状況及び当該料金の納付状況を証する文書</p> <p>(イ) 社会保険への加入状況及び当該料金の納付状況を証する文書</p> <p>(ウ) 国民健康保険への加入状況及び当該料金の納付状況を証する文書</p> <p>(エ) 源泉所得税及び復興特別所得税、法人税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書</p> <p>(オ) 法人住民税及び法人事業税に関する納税証明書</p> <p>ウ 所属機関が個人である場合</p> <p>(ア) 上記⑤ア(ア)ないし(ウ)の資料</p> <p>(イ) 源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税に関する納税証明書</p> <p>(ウ) 個人事業税に関する納税証明書</p> |
|--|--|

【在留資格決定の場合】

—法律・会計業務—

要件	立証資料
第1(該当範囲) 第2(基準)	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 資格を有することを証明する文書(免状又は証明書等の写し)

【在留期間更新許可申請の場合】

—法律・会計業務—

要件	立証資料
第1(該当範囲) 第2(基準)	次の資料により判断する。 ① 申請書

【在留資格決定の場合】

－医療－

区分 (申請人)	カテゴリー1	カテゴリー2
	医師・歯科医師	医師・歯科医師以外の者
第1 (該当範囲)	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 資格を有することを証明する文書(免状又は証明書等の写し)	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 資格を有することを証明する文書(免状又は証明書等の写し) ③ 勤務する機関の概要(病院、診療所等設立に許可を受けることを要する機関の場合は、当該許可を受けた年月日を明示したもの)を明らかにする資料

【在留期間更新許可申請の場合】

－医療－

区分 (申請人)	カテゴリー1	カテゴリー2
	医師・歯科医師	医師・歯科医師以外の者
第1 (該当範囲)	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書 ③ 従事する職務の内容及び報酬を証明する在職証明書その他の所属機関の文書

【在留資格決定の場合】

—研究—

	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
区分 (申請人)	<p>① 日本の証券取引所に上場している企業</p> <p>② 保険業を営む相互会社</p> <p>③ 日本又は外国の国・地方公共団体</p> <p>④ 独立行政法人</p> <p>⑤ 特殊法人・認可法人</p> <p>⑥ 日本の国・地方公共団体認可の公益法人</p> <p>⑦ 法人税法別表第1に掲げる公共法人</p> <p>⑧ 高度専門職省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロに掲げる企業等(イノベーション創出企業)</p> <p>⑨ 一定の条件を満たす企業等(※)</p>	<p>① 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額が1,000万円以上ある団体・個人</p> <p>② カテゴリー2と同様の添付資料をもって申請を行うことを希望し、カテゴリー審査に係る資料を提出した上、在留申請オンラインシステムの利用申出が承認された機関</p> <p>③ 「留学」からの在留資格変更であって次のいずれかに該当する者  a 本邦の大学院、大学又は短大卒業(予定)者  b 海外の優秀大学卒業生(3つの世界ランキング中、2つ以上で上位300位にランクインしている外国の大学が対象)  c 「留学」から就労資格に変更して就労し、その後当該所属機関において在留期間更新した者を現に受け入れている機関において就労する者</p>	<p>前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人(カテゴリー2を除く。)</p>	<p>左のいずれにも該当しない団体・個人</p>

要件	立証資料			
	上記のいずれかに該当することを立証する資料			
第1 (該当範囲)	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 ア 労働契約を締結する場合は、労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 イ 日本法人である会社の役員に就任する場合は、役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録(報酬委員会が設置されている会社にあっては同委員会の議事録)の写し ウ 外国法人内の日本支店に転勤する場合及び会社以外の団体の役員に就任する場合は、地位(担当業務)、期間及び支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書 ③ 勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容(主要取引先と取引実績を含む。)等が詳細に記載された案内書その他の勤務先等の作成した文書又は登記事項証明書 ④ 直近の年度の決算文書の写し(ただし転勤して研究を行う業務に従事する場合に限る。)	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 ア 労働契約を締結する場合は、労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 イ 日本法人である会社の役員に就任する場合は、役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録(報酬委員会が設置されている会社にあっては同委員会の議事録)の写し ウ 外国法人内の日本支店に転勤する場合及び会社以外の団体の役員に就任する場合は、地位(担当業務)、期間及び支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書 ③ 勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容(主要取引先と取引実績を含む。)等が詳細に記載された案内書その他の勤務先等の作成した文書又は登記事項証明書 ④ 直近の年度の決算文書の写し(ただし転勤して研究を行う業務に従事する場合に限る。) ⑤ 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を提出できない理由を明らかにする次のいずれかの資料

第1  
(該当範囲)  
続き

- ア 源泉徴収の免除を受ける機関の場合  
外国法人の源泉徴収に対する免除証明書その他の源泉徴収を要しないことを明らかにする資料
- イ 上記アを除く機関の場合
  - (ア) 給与支払い事務所等の開設届出書の写し
  - (イ) 次のいずれかの文書
    - a 直近3か月分の給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(領収日付印のあるものの写し)
    - b 納期の特例を受けている場合は、その承認を受けていることを明らかにする資料

<p>第2(基準) 1</p>	<p>申請書により判断する。</p>	<p>申請書により判断する。</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 関連する職務に従事した機関並びに活動の内容及び期間を明示した履歴書 ③ 基準1本文の適用を受ける者の場合は学歴又は職歴等を証する次の文書 ア 大学等の卒業証明書、これと同等以上の教育を受けたことを証する文書又は高度専門士の称号を付与されたことを証する文書 イ 研究の経験期間を証するもの(大学院又は大学において研究した期間を含む。) ④ 基準1ただし書きの適用を受ける者の場合は次の資料 ア 過去1年間に従事した業務内容及び地位、報酬を明示した転勤の直前に勤務した外国の機関(転勤の直前1年以内に申請人が研究の在留資格をもって本邦に在留していた期間がある場合には、当該機関に勤務していた本邦の期間を含む。)の文書 イ 転勤前に勤務していた事業所と転勤後の事業所の関係を示す次のいずれかの資料 (ア) 同一の法人内の転勤の場合は、外国法人の支店の登記事項証明書等当該外国法人が日本に事業所を有することを明らかにする資料</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 関連する職務に従事した機関並びに活動の内容及び期間を明示した履歴書 ③ 基準1本文の適用を受ける者の場合は学歴又は職歴等を証する次の文書 ア 大学等の卒業証明書、これと同等以上の教育を受けたことを証する文書又は高度専門士の称号を付与されたことを証する文書 イ 研究の経験期間を証するもの(大学院又は大学において研究した期間を含む。) ④ 基準1ただし書きの適用を受ける者の場合は次の資料 ア 過去1年間に従事した業務内容及び地位、報酬を明示した転勤の直前に勤務した外国の機関(転勤の直前1年以内に申請人が研究の在留資格をもって本邦に在留していた期間がある場合には、当該機関に勤務していた本邦の期間を含む。)の文書 イ 転勤前に勤務していた事業所と転勤後の事業所の関係を示す次のいずれかの資料 (ア) 同一の法人内の転勤の場合は、外国法人の支店の登記事項証明書等当該外国法人が日本に事業所を有することを明らかにする資料</p>
---------------------	--------------------	--------------------	---	---

<p>第2(基準) 1 続き</p>			<p>(イ) 日本法人への出向の場合は、当該日本法人と出向元の外国法人との出資関係を明らかにする資料 (ウ) 日本に事業所を有する外国法人への出向の場合は、当該外国法人の支店の登記事項証明書等当該外国法人が日本に事業所を有することを明らかにする資料及び当該外国法人と出向元の法人との資本関係を明らかにする資料</p>	<p>(イ) 日本法人への出向の場合は、当該日本法人と出向元の外国法人との出資関係を明らかにする資料 (ウ) 日本に事業所を有する外国法人への出向の場合は、当該外国法人の支店の登記事項証明書等当該外国法人が日本に事業所を有することを明らかにする資料及び当該外国法人と出向元の法人との資本関係を明らかにする資料</p>
<p>第2(基準) 2</p>	<p>申請書により判断する。</p>	<p>申請書により判断する。</p>	<p>次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 該当範囲の②の資料</p>	<p>次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 該当範囲の②の資料</p>

【在留期間更新許可申請の場合】

—研究—

	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
区分 (申請人)	①日本の証券取引所に上場している企業 ②保険業を営む相互会社 ③日本又は外国の国・地方公共団体 ④独立行政法人 ⑤特殊法人・認可法人 ⑥日本の国・地方公共団体認可の公益法人 ⑦法人税法別表第1に掲げる公共法人 ⑧高度専門職省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロに掲げる企業等(イノベーション創出企業) ⑨一定の条件を満たす企業等(※)	①前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額が1,000万円以上ある団体・個人 ②カテゴリー2と同様の添付資料をもって申請を行うことを希望し、カテゴリー審査に係る資料を提出した上、在留申請オンラインシステムの利用申出が承認された機関	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人(カテゴリー2を除く。)	左のいずれにも該当しない団体・個人
要件	<b>立証資料</b>			
	上記のいずれかに該当することを明らかにする資料			
第1 (該当範囲) 第2(基準)	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書

	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3
区分 (申請人)	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に常勤で勤務する場合	左記以外の教育機関に常勤で勤務する場合	非常勤で勤務する場合
要件	立証資料		
第1 (該当範囲)	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 ア 労働契約を締結する場合は、労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 イ 雇用以外の契約に基づいて業務に従事する場合は、業務従事に係る契約書(複数の機関との契約に基づいて業務に従事する場合は、そのすべての機関との間の契約書)の写し ③ 勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容等が詳細に記載された案内書その他の勤務先等の作成した文書又は登記事項証明書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 ア 労働契約を締結する場合は、労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 イ 雇用以外の契約に基づいて業務に従事する場合は、業務従事に係る契約書(複数の機関との契約に基づいて業務に従事する場合は、そのすべての機関との間の契約書)の写し ③ 勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容等が詳細に記載された案内書その他の勤務先等の作成した文書又は登記事項証明書 ④ 勤務する機関の直近の年度の決算文書の写し。新規事業の場合は事業計画書
第2(基準) 1(1)(2) 2(1)		次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 関連する職務に従事した機関並びに活動の内容及び期間を明示した履歴書 ③ 学歴又は職歴等を証する次のいずれかの文書 ア 大学等の卒業証明書、これと同等以上の教育を受けたことを証する文書又は専門士若しくは高度専門士の称号を付与されたことを証する文書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 関連する職務に従事した機関並びに活動の内容及び期間を明示した履歴書 ③ 学歴又は職歴等を証する次のいずれかの文書 ア 大学等の卒業証明書、これと同等以上の教育を受けたことを証する文書又は専門士若しくは高度専門士の称号を付与されたことを証する文書

第2(基準) 1(1)(2) 2(1)  続き		イ 免許証等資格を有することを証明する文書の写し ウ 外国語を教育しようとする者は、当該外国語により12年以上教育を受けたことを証する文書 エ 外国語以外の科目を教育しようとする者は、当該科目の教育について5年以上従事した実務経験を証する文書	イ 免許証等資格を有することを証明する文書の写し ウ 外国語を教育しようとする者は、当該外国語により12年以上教育を受けたことを証する文書 エ 外国語以外の科目を教育しようとする者は、当該科目の教育について5年以上従事した実務経験を証する文書
第2(基準) 1(3) 2(2)	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 該当範囲の②の資料	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 該当範囲の②の資料

【在留期間更新許可申請の場合】

—教育—

	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3
区分 (申請人)	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に常勤で勤務する場合	左記以外の教育機関に常勤で勤務する場合	非常勤で勤務する場合
要件 第1 (該当範囲) 第2 (基準)	申請書により判断する。	立証資料 次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書 ③ 雇用以外の契約に基づいて業務に従事する場合は、業務従事に係る契約書(複数の機関との契約に基づいて業務に従事する場合は、そのすべての機関との間の契約書)の写し	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書 ③ 雇用以外の契約に基づいて業務に従事する場合は、業務従事に係る契約書(複数の機関との契約に基づいて業務に従事する場合は、そのすべての機関との間の契約書)の写し

(注) 「常勤で勤務する」とは、常勤で教育機関に勤務していれば足り、教育機関と直接(雇用)契約を結んだ上で、「常勤の職員として勤務する」ことまで求める規定ではない。そのため、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校において、「常勤で勤務する」場合、派遣会社との契約に基づくものであっても、カテゴリー1に該当する。

	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
区分 (申請人)	<p>① 日本の証券取引所に上場している企業</p> <p>② 保険業を営む相互会社</p> <p>③ 日本又は外国の国・地方公共団体</p> <p>④ 独立行政法人</p> <p>⑤ 特殊法人・認可法人</p> <p>⑥ 日本の国・地方公共団体認可の公益法人</p> <p>⑦ 法人税法別表第1に掲げる公共法人</p> <p>⑧ 高度専門職省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロに掲げる企業等(イノベーション創出企業)</p> <p>⑨ 一定の条件を満たす企業等(※)</p>	<p>① 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額が1,000万円以上ある団体・個人</p> <p>② カテゴリー2と同様の添付資料をもって申請を行うことを希望し、カテゴリー審査に係る資料を提出した上、在留申請オンラインシステムの利用申出が承認された機関</p> <p>③ 「留学」からの在留資格変更であって次のいずれかに該当する者                      a 本邦の大学院、大学又は短大卒業(予定)者                      b 海外の優秀大学卒業生(3つの世界ランキング中、2つ以上で上位300位にランクインしている外国の大学が対象)                      c 「留学」から就労資格に変更して就労し、その後当該所属機関において在留期間更新した者を現に受け入れている機関において就労する者</p>	<p>前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人(カテゴリー2を除く。)</p>	<p>左のいずれにも該当しない団体・個人</p>

要件	立証資料			
	上記のいずれかに該当することを立証する資料			
第1 (該当範囲)	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 ア 労働契約を締結する場合は、労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 イ 日本法人である会社の役員に就任する場合は、役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録(報酬委員会が設置されている会社にあつては同委員会の議事録)の写し ウ 外国法人内の日本支店に転勤する場合及び会社以外の団体の役員に就任する場合は、地位(担当業務)、期間及び支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 ア 労働契約を締結する場合は、労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 イ 日本法人である会社の役員に就任する場合は、役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録(報酬委員会が設置されている会社にあつては同委員会の議事録)の写し ウ 外国法人内の日本支店に転勤する場合及び会社以外の団体の役員に就任する場合は、地位(担当業務)、期間及び支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書

<p>第1 (該当範囲)  続き</p>		<p>③ 勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容(主要取引先と取引実績を含む。)等が詳細に記載された案内書その他の勤務先等の作成した文書又は登記事項証明書 ④ 直近の年度の決算文書の写し</p>	<p>③ 勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容(主要取引先と取引実績を含む。)等が詳細に記載された案内書その他の勤務先等の作成した文書又は登記事項証明書 ④ 直近の年度の決算文書の写し ⑤ 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調査合計表を提出できない理由を明らかにする次のいずれかの資料 ア 源泉徴収の免除を受ける機関の場合 外国法人の源泉徴収に対する免除証明書その他の源泉徴収を要しないことを明らかにする資料 イ 上記アを除く機関の場合 (ア) 給与支払い事務所等の開設届出書の写し (イ) 次のいずれかの文書 a 直近3か月分の給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(領収日付印のあるものの写し) b 納期の特例を受けている場合は、その承認を受けていることを明らかにする資料</p>
----------------------------------	--	--	---

<p>第2(基準) 1</p>	<p>申請書により判断する。</p> <p>※ 専門学校を卒業し専門士又は高度専門士の称号を取得した者については、専門士又は高度専門士の称号を付与されたことを証する文書</p>	<p>申請書により判断する。</p> <p>※ 専門学校を卒業し専門士又は高度専門士の称号を取得した者については、専門士又は高度専門士の称号を付与されたことを証する文書</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技術又は知識を要する職務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 学歴又は職歴等を証する次の文書 ア 大学等の卒業証明書、これと同等以上の教育を受けたことを証する文書又は高度専門士の称号を付与されたことを証する文書 なお、DOEACC制度の資格保有者の場合は、DOEACC資格の認定証(レベル「A」、「B」又は「C」に限る。)</p> <p>イ 関連する業務に従事した期間を証する文書(大学、高等専門学校、高等学校又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に係る科目を専攻した期間の記載された当該学校からの証明書を含む。)</p> <p>ウ 特例告示該当者の場合は、情報処理技術に関する試験又は資格の合格証書又は資格証書</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技術又は知識を要する職務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 学歴又は職歴等を証する次の文書 ア 大学等の卒業証明書、これと同等以上の教育を受けたことを証する文書又は高度専門士の称号を付与されたことを証する文書 なお、DOEACC制度の資格保有者の場合は、DOEACC資格の認定証(レベル「A」、「B」又は「C」に限る。)</p> <p>イ 関連する業務に従事した期間を証する文書(大学、高等専門学校、高等学校又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に係る科目を専攻した期間の記載された当該学校からの証明書を含む。)</p> <p>ウ 特例告示該当者の場合は、情報処理技術に関する試験又は資格の合格証書又は資格証書</p>
---------------------	--	--	--	--

第2(基準) 2(1)	申請書により判断する。  ※ 専門学校を卒業し専門士又は高度専門士の称号を取得した者については、専門士又は高度専門士の称号を付与されたことを証する文書	申請書により判断する。  ※ 専門学校を卒業し専門士又は高度専門士の称号を取得した者については、専門士又は高度専門士の称号を付与されたことを証する文書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請人が従事する業務の内容を詳細に説明する勤務先の文書 ③ 当該業務の過去1年間の実績 ただし新規業務の場合は今後1年間の見込みを明らかにする資料	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請人が従事する業務の内容を詳細に説明する勤務先の文書 ③ 当該業務の過去1年間の実績 ただし新規業務の場合は今後1年間の見込みを明らかにする資料
第2(基準) 2(2)	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 関連する業務について3年以上の経験を明らかにする資料。ただし書きの適用を受ける者は大学の卒業証明書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 関連する業務について3年以上の経験を明らかにする資料。ただし書きの適用を受ける者は大学の卒業証明書
第3(基準)	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 該当範囲の②の資料	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 該当範囲の②の資料

【在留期間更新許可申請の場合】

－技術・人文知識・国際業務－

	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
区分 (申請人)	① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 日本又は外国の国・地方公共団体 ④ 独立行政法人 ⑤ 特殊法人・認可法人 ⑥ 日本の国・地方公共団体認可の公益法人 ⑦ 法人税法別表第1に掲げる公共法人 ⑧ 高度専門職省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロに掲げる企業等(イノベーション創出企業) ⑨ 一定の条件を満たす企業等(※)	① 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額が1,000万円以上ある団体・個人 ② カテゴリー2と同様の添付資料をもって申請を行うことを希望し、カテゴリー審査に係る資料を提出した上、在留申請オンラインシステムの利用申出が承認された機関	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人(カテゴリー2を除く。)	左のいずれにも該当しない団体・個人
要件	<b>立証資料</b>			
	上記のいずれかに該当することを立証する資料			
第1 (該当範囲) 第2(基準)	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書 ③ 職務内容に変更があった場合には、変更後の職務内容に係る業務の内容を詳細に説明する勤務先の文書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書 ③ 職務内容に変更があった場合には、変更後の職務内容に係る業務の内容を詳細に説明する勤務先の文書

	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
区分 (申請人)	①日本の証券取引所に上場している企業 ②保険業を営む相互会社 ③日本又は外国の国・地方公共団体 ④独立行政法人 ⑤特殊法人・認可法人 ⑥日本の国・地方公共団体認可の公益法人 ⑦法人税法別表第1に掲げる公共法人 ⑧高度専門職省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロに掲げる企業等(イノベーション創出企業) ⑨一定の条件を満たす企業等(※)	①前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調査計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額が1,000万円以上ある団体・個人 ②カテゴリー2と同様の添付資料をもって申請を行うことを希望し、カテゴリー審査に係る資料を提出した上、在留申請オンラインシステムの利用申請が承認された機関	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調査計表が提出された団体・個人(カテゴリー2を除く。)	左のいずれにも該当しない団体・個人
要件	立証資料			
第1 (該当範囲)	上記のいずれかに該当することを立証する資料			
	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 ア 法人を異にしない転勤の場合 転勤命令書又は辞令等の写し イ 法人を異にする転勤の場合 労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 ウ 役員等労働者に該当しない者については次の資料 (ア) 会社の場合は、役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録(報	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 ア 法人を異にしない転勤の場合 転勤命令書又は辞令等の写し イ 法人を異にする転勤の場合 労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 ウ 役員等労働者に該当しない者については次の資料 (ア) 会社の場合は、役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録(報

第1  
(該当範囲)

続き

酬委員会が設置されている会社において  
は同委員会の議事録)の写し

酬委員会が設置されている会社において  
は同委員会の議事録)の写し

(イ) 会社以外の団体の場合は、地位(担当業務)、期間及び支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書

(イ) 会社以外の団体の場合は、地位(担当業務)、期間及び支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書

③ 転動前に勤務していた事業所と転動後の事業所の関係を示す次のいずれかの資料

③ 転動前に勤務していた事業所と転動後の事業所の関係を示す次のいずれかの資料

ア 同一の法人内の転動の場合は、外国法人の支店の登記事項証明書等当該法人が日本に事業所を有することを明らかにする資料

ア 同一の法人内の転動の場合は、外国法人の支店の登記事項証明書等当該法人が日本に事業所を有することを明らかにする資料

イ 日本法人への出向の場合は、当該日本法人と出向元の外国法人との出資関係を明らかにする資料

イ 日本法人への出向の場合は、当該日本法人と出向元の外国法人との出資関係を明らかにする資料

ウ 日本に事業所を有する外国法人への出向の場合は、当該外国法人の支店の登記事項証明書等当該外国法人が日本に事業所を有することを明らかにする資料及び当該外国法人と出向元の法人との資本関係を明らかにする資料

ウ 日本に事業所を有する外国法人への出向の場合は、当該外国法人の支店の登記事項証明書等当該外国法人が日本に事業所を有することを明らかにする資料及び当該外国法人と出向元の法人との資本関係を明らかにする資料

④ 勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容(主要取引先と取引実績を含む。)等が詳細に記載された案内書その他の勤務先等の作成した文書又は登記事項証明書

④ 勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容(主要取引先と取引実績を含む。)等が詳細に記載された案内書その他の勤務先等の作成した文書又は登記事項証明書

⑤ 直近の年度の決算文書の写し

⑤ 直近の年度の決算文書の写し

<p>第1 (該当範囲)</p> <p>続き</p>				<p>⑥ 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を提出できない理由を明らかにする次のいずれかの資料</p> <p>ア 源泉徴収の免除を受ける機関の場合 外国法人の源泉徴収に対する免除証明書その他の源泉徴収を要しないことを明らかにする資料</p> <p>イ 上記アを除く機関の場合</p> <p>(ア) 給与支払い事務所等の開設届出書の写し</p> <p>(イ) 次のいずれかの文書</p> <p>a 直近3か月分の給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(領収日付印のあるものの写し)</p> <p>b 納期の特例を受けている場合は、その承認を受けていることを明らかにする資料</p>
<p>第2(基準) 1</p>	<p>申請書により判断する。</p>	<p>申請書により判断する。</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書</p> <p>② 関連する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書</p> <p>③ 過去1年間に従事した業務内容及び地位、報酬を明示した転勤の直前に勤務した外国の機関(転勤の直前1年以内に申請人が企業内転勤の在留資格をもって本邦に在留していた期間がある場合には、当該期間に勤務していた本邦の機関を含む。)の文書</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書</p> <p>② 関連する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書</p> <p>③ 過去1年間に従事した業務内容及び地位、報酬を明示した転勤の直前に勤務した外国の機関(転勤の直前1年以内に申請人が企業内転勤の在留資格をもって本邦に在留していた期間がある場合には、当該期間に勤務していた本邦の機関を含む。)の文書</p>
<p>第2(基準) 2</p>	<p>申請書により判断する。</p>	<p>申請書により判断する。</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書</p> <p>② 該当範囲の②の資料</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書</p> <p>② 該当範囲の②の資料</p>

【在留期間更新許可申請の場合】

—企業内転勤—

	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
区分 (申請人)	①日本の証券取引所に上場している企業 ②保険業を営む相互会社 ③日本又は外国の国・地方公共団体 ④独立行政法人 ⑤特殊法人・認可法人 ⑥日本の国・地方公共団体認可の公益法人 ⑦法人税法別表第1に掲げる公共法人 ⑧高度専門職省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロに掲げる企業等(イノベーション創出企業) ⑨一定の条件を満たす企業等(※)	①前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額が1,000万円以上ある団体・個人  ②カテゴリー2と同様の添付資料をもって申請を行うことを希望し、カテゴリー審査に係る資料を提出した上、在留申請オンラインシステムの利用申出が承認された機関	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人(カテゴリー2を除く。)	左のいずれにも該当しない団体・個人
要件	<b>立証資料</b>			
	上記のいずれかに該当することを立証する資料			
第1 (該当範囲) 第2(基準)	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書

【在留資格決定の場合】

—介護—

要件	立証資料
第1(該当範囲)	<p>次の資料により判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 申請書</li> <li>② 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 労働契約を締結する場合は、労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書</li> <li>イ 雇用以外の契約に基づいて業務に従事する場合は、業務従事に係る契約書(複数の機関との契約に基づいて業務に従事する場合は、その全ての機関との間の契約書の写し)</li> </ul> </li> <li>③ 勤務先の事業内容、設立等に係る許可又は指定を受けた年月日等が明記されている案内書</li> <li>④ 介護福祉士登録証の写し</li> </ul>
第2(基準)	<p>次の資料により判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 申請書</li> <li>② 本邦の介護福祉士養成施設の卒業証明書</li> <li>③ 該当範囲の②の資料</li> </ul>

【在留期間更新許可申請の場合】

—介護—

要件	立証資料
第1(該当範囲) 第2(基準)	<p>次の資料により判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 申請書</li> <li>② 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書</li> </ul>

	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
区分 (申請人)	① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 日本又は外国の国・地方公共団体 ④ 独立行政法人 ⑤ 特殊法人・認可法人 ⑥ 日本の国・地方公共団体認可の公益法人 ⑦ 法人税法別表第1に掲げる公共法人 ⑧ 高度専門職省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロに掲げる企業等(イノベーション創出企業) ⑨ 一定の条件を満たす企業等(※)	① 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計額の源泉徴収額が1,000万円以上ある団体・個人 ② カテゴリー2と同様の添付資料をもって申請を行うことを希望し、カテゴリー審査に係る資料を提出した上、在留申請オンラインシステムの利用申出が承認された機関	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人(カテゴリー2を除く。)	左のいずれにも該当しない団体・個人
要件	立証資料			
第1 (該当範囲)	上記のいずれかに該当することを立証する資料 次の資料により判断する。	次の資料により判断する。	次の資料により判断する。	次の資料により判断する。
	① 申請書 ② 従事する業務の内容を証明する所属機関の文書	① 申請書 ② 従事する業務の内容を証明する所属機関の文書	① 申請書 ② 従事する業務の内容を説明する所属機関の文書 ③ 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 ア 労働契約を締結する場合は、労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 イ 日本法人である会社の役員に就任する場合は、役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録(報酬委員会が設置されている会社にあつては同委員会の議事録)の写し	① 申請書 ② 従事する業務の内容を説明する所属機関の文書 ③ 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 ア 労働契約を締結する場合は、労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 イ 日本法人である会社の役員に就任する場合は、役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録(報酬委員会が設置されている会社にあつては同委員会の議事録)の写し

<p>第1 (該当範囲)</p> <p>続き</p>			<p>④ 勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容(主要取引先と取引実績を含む。)等が詳細に記載された案内書その他の勤務先等の作成した文書又は登記事項証明書</p> <p>⑤ 直近の年度の決算文書の写し</p>	<p>④ 勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容(主要取引先と取引実績を含む。)等が詳細に記載された案内書その他の勤務先等の作成した文書又は登記事項証明書</p> <p>⑤ 直近の年度の決算文書の写し</p> <p>⑥ 前年分の雇員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を提出できない理由を明らかにする次のいずれかの資料</p> <p>ア 源泉徴収の免除を受ける機関の場合          外国法人の源泉徴収に対する免除証明書その他の源泉徴収を要しないことを明らかにする資料</p> <p>イ 上記アを除く機関の場合</p> <p>(ア) 給与支払い事務所等の開設届出書の写し</p> <p>(イ) 次のいずれかの文書</p> <p>a 直近3か月分の給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(領収日付印のあるものの写し)</p> <p>b 納期の特例を受けている場合は、その承認を受けていることを明らかにする資料</p>
--------------------------------	--	--	---	--

<p>第2(基準) 1(1) 【コック】</p>	<p>次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書</p>	<p>次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書</p>	<p>次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 所属していた機関からの在職証明書(所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。)等で、申請に係る技能を要する業務に従事した期間を証する文書(外国の教育機関において当該業務に係る科目を専攻した期間を含む。) ④ 公的機関が発行する証明書がある場合は、当該証明書の写し(中国人の場合は戸口簿及び職業資格証明書)</p>	<p>次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 所属していた機関からの在職証明書(所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。)等で、申請に係る技能を要する業務に従事した期間を証する文書(外国の教育機関において当該業務に係る科目を専攻した期間を含む。) ④ 公的機関が発行する証明書がある場合は、当該証明書の写し(中国人の場合は戸口簿及び職業資格証明書)</p>
<p>第2(基準) 1(2) 【タイ料理人】</p>	<p>次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書</p>	<p>次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書</p>	<p>次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ タイ料理人として5年以上の実務経験を証する文書(タイ労働省が発行するタイ料理人としての技能水準に関する証明書を取得するための要件を満たすために教育機関において教育を受けた期間を含む。) ④ 初級以上のタイ料理人としての技能水準に関する証明書 ⑤ 申請を行った日の直前の1年の期間に、タイにおいてタイ料理人として妥当な報酬を受けていたことを証する文書</p>	<p>次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ タイ料理人として5年以上の実務経験を証する文書(タイ労働省が発行するタイ料理人としての技能水準に関する証明書を取得するための要件を満たすために教育機関において教育を受けた期間を含む。) ④ 初級以上のタイ料理人としての技能水準に関する証明書 ⑤ 申請を行った日の直前の1年の期間に、タイにおいてタイ料理人として妥当な報酬を受けていたことを証する文書</p>

<p>第2(基準) 2</p> <p>【建築技術者】</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 所属していた機関からの在職証明書(所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。)等で、申請に係る技能を要する業務に従事した期間を証する文書(外国の教育機関において当該業務に係る科目を専攻した期間を含む。)</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 所属していた機関からの在職証明書(所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。)等で、申請に係る技能を要する業務に従事した期間を証する文書(外国の教育機関において当該業務に係る科目を専攻した期間を含む。)</p>
<p>第2(基準) 3</p> <p>【外国特有技能】</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 所属していた機関からの在職証明書(所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。)等で、申請に係る技能を要する業務に従事した期間を証する文書(外国の教育機関において当該業務に係る科目を専攻した期間を含む。)</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 所属していた機関からの在職証明書(所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。)等で、申請に係る技能を要する業務に従事した期間を証する文書(外国の教育機関において当該業務に係る科目を専攻した期間を含む。)</p>

<p>第2(基準) 4</p> <p>【宝石・貴金 属・毛皮】</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 所属していた機関からの在職証明書(所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。)等で、申請に係る技能を要する業務に従事した期間を証する文書(外国の教育機関において当該業務に係る科目を専攻した期間を含む。)</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 所属していた機関からの在職証明書(所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。)等で、申請に係る技能を要する業務に従事した期間を証する文書(外国の教育機関において当該業務に係る科目を専攻した期間を含む。)</p>
<p>第2(基準) 5</p> <p>【調教】</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 所属していた機関からの在職証明書(所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。)等で、申請に係る技能を要する業務に従事した期間を証する文書(外国の教育機関において当該業務に係る科目を専攻した期間を含む。)</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 所属していた機関からの在職証明書(所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。)等で、申請に係る技能を要する業務に従事した期間を証する文書(外国の教育機関において当該業務に係る科目を専攻した期間を含む。)</p>

<p>第2(基準) 6</p> <p>【海底探削】</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 所属していた機関からの在職証明書(所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。)等で、申請に係る技能を要する業務に従事した期間を証する文書(外国の教育機関において当該業務に係る科目を専攻した期間を含む。)</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 所属していた機関からの在職証明書(所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。)等で、申請に係る技能を要する業務に従事した期間を証する文書(外国の教育機関において当該業務に係る科目を専攻した期間を含む。)</p>
<p>第2(基準) 7</p> <p>【パイロット】</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 250時間以上の飛行経歴を証する所属機関の文書</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 250時間以上の飛行経歴を証する所属機関の文書</p>

<p>第2(基準) 8</p> <p>【スポーツ指導】</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 次のいずれかの文書 ア スポーツの指導に係る実務に従事していたことを証するもの(外国の教育機関において当該スポーツの指導に係る科目を専攻した期間及び報酬を受けて当該スポーツに従事していた期間を含む。) イ 選手としてオリンピック大会、世界選手権大会その他国際的な競技会に出場したことを証する資料</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 次のいずれかの文書 ア スポーツの指導に係る実務に従事していたことを証するもの(外国の教育機関において当該スポーツの指導に係る科目を専攻した期間及び報酬を受けて当該スポーツに従事していた期間を含む。) イ 選手としてオリンピック大会、世界選手権大会その他国際的な競技会に出場したことを証する資料</p>
-------------------------------------	--	--	--	--

<p>第2(基準) 9 【ソムリエ】</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 在職証明書(所属していた機関の名称、所在地、及び電話番号が記載されているものに限る。)でぶどう酒の品質の鑑定評価及び保持並びにぶどう酒の提供(以下「ワイン鑑定等」という。)についての実務経験を証する資料(外国の教育機関においてワイン鑑定等に係る科目を専攻した期間を含む。)</p> <p>④ 次のア若しくはイの資料又はア若しくはイの資料を所持しない者はウの資料</p> <p>ア ワイン鑑定等に係る技能に関する国際的な規模で開催される競技会(以下「国際ソムリエコンクール」という。)において優秀な成績を証する資料</p> <p>イ 国際ソムリエコンクールにおいて国の代表となったことを証する資料(出場者が一国につき一名に制限されているものに限る。)</p> <p>ウ ワイン鑑定等に係る技能に関して国(外国を含む。)若しくは地方公共団体(外国の地方公共団体を含む。)又はこれらに準ずる公私の機関が認定する資格で法務大臣が告示をもって定めるものを有することを証明する文書の写し</p>	<p>次の資料により判断する。</p> <p>① 申請書 ② 申請に係る技能を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 ③ 在職証明書(所属していた機関の名称、所在地、及び電話番号が記載されているものに限る。)でぶどう酒の品質の鑑定評価及び保持並びにぶどう酒の提供(以下「ワイン鑑定等」という。)についての実務経験を証する資料(外国の教育機関においてワイン鑑定等に係る科目を専攻した期間を含む。)</p> <p>④ 次のア若しくはイの資料又はア若しくはイの資料を所持しない者はウの資料</p> <p>ア ワイン鑑定等に係る技能に関する国際的な規模で開催される競技会(以下「国際ソムリエコンクール」という。)において優秀な成績を証する資料</p> <p>イ 国際ソムリエコンクールにおいて国の代表となったことを証する資料(出場者が一国につき一名に制限されているものに限る。)</p> <p>ウ ワイン鑑定等に係る技能に関して国(外国を含む。)若しくは地方公共団体(外国の地方公共団体を含む。)又はこれらに準ずる公私の機関が認定する資格で法務大臣が告示をもって定めるものを有することを証明する文書の写し</p>
--------------------------------	--	--	--	--

【在留期間更新許可申請の場合】

	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
区分 (申請人)	① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 日本又は外国の国・地方公共団体 ④ 独立行政法人 ⑤ 特殊法人・認可法人 ⑥ 日本の国・地方公共団体認可の公益法人 ⑦ 法人税法別表第1に掲げる公共法人 ⑧ 高度専門職省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロに掲げる企業等(イノベーション創出企業) ⑨ 一定の条件を満たす企業等(※)	① 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額が1,000万円以上ある団体・個人 ② カテゴリー2と同様の添付資料をもって申請を行うことを希望し、カテゴリー審査に係る資料を提出した上、在留申請オンラインシステムの利用申請が承認された機関	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人(カテゴリー2を除く。)	左のいずれにも該当しない団体・個人
要件	立証資料			
	上記のいずれかに該当することを立証する資料			
第1 (該当範囲) 第2(基準)	申請書により判断する。	申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書

※ 次のいずれかに該当する企業等を対象とする。

- ① ユースエール認定企業
- ② くみん認定企業・プラチナくみん認定企業
- ③ えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業
- ④ 安全衛生優良企業
- ⑤ 職業紹介優良事業者
- ⑥ 製造請負優良適正事業者
- ⑦ 優良派遣事業者
- ⑧ 健康経営優良法人
- ⑨ 地域未来牽引企業
- ⑩ 空港管理規則に基づく第一類構内営業者又は第二類構内営業者
- ⑪ 内部通報制度認証(自己適合宣言登録制度)登録事業者

参考

特定産業分野・業務区分に係る業務内容・試験・技能実習対応表

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号	
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等		試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
					職種	作業	
介護分野	【特定技能1号】 身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) ※利用者の居宅で行われるものは対象外	介護技能評価試験	介護日本語評価試験	国際交流基金 日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験 (N4以上)	介護	介護	/
		介護福祉士養成施設修了	免除	免除			
		EPA介護福祉士候補者としての在留期間満了(4年間)	免除	免除			
ビルクリーニング分野	【特定技能1号】 建築物内部の清掃	ビルクリーニング分野 特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)		ビルクリーニング	ビルクリーニング	/
	【特定技能2号】 建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務	/	/		/	/	

<p>素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野</p>	<p>(特定技能1号) 機械金属加工(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事)</p>	<p>製造分野特定技能1号 評価試験(機械金属加工)</p>	<p>国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)</p>	<p>鑄造</p>	<p>鑄鉄鑄物鑄造 非鉄金属鑄物鑄造</p>	
	<p>鍛造</p>	<p>ハンマ型鍛造 プレス型鍛造</p>				
		<p>ダイカスト</p>	<p>ホットチャンバダイカスト コールドチャンバダイカスト</p>			
	<p>機械加工</p>		<p>普通旋盤 フライス盤 数値制御旋盤 マシニングセンタ</p>			
		<p>金属プレス加工</p>	<p>金属プレス</p>			
		<p>鉄工</p>	<p>構造物鉄工</p>			
		<p>工場板金</p>	<p>機械板金</p>			
	<p>仕上げ</p>	<p>治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ</p>				

成形材・産業機 械・電気電子情 報関連製造業 分野				プラスチック成形	圧縮成形	
					射出成形	
					インフレーション成 形	
					フロー成形	
				機械検査	機械検査	
				機械保全	機械系保全	
				電気機器組立て	回転電機組立て	
					変圧器組立て	
					配電盤・制御盤組 立て	
					開閉制御器具組 立て	
					回転電機巻線製 作	
				塗装	建築塗装	
					金属塗装	
					鋼構塗装	
噴霧塗装						

素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野				溶接	手溶接	製造分野特定技能2号評価試験(機械金属加工)及びビジネス・キャリア検定3級(生産管理プランニング又は生産管理オペレーション) 技能検定1級(鑄造) 技能検定1級(鍛造) 技能検定1級(ダイカスト) 技能検定1級(機械加工) 技能検定1級(金属プレス加工) 技能検定1級(鉄工) 技能検定1級(工場板金) 技能検定1級(仕上げ) 技能検定1級(機械検査) 技能検定1級(機械保全) 技能検定1級(電気機器組立て) 技能検定1級(プラスチック成形) 技能検定1級(塗装) 技能検定1級(工業包装)
					半自動溶接	
				工業包装	工業包装	
	【特定技能2号】 機械金属加工(複数の技能者を指導しながら、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事し、工程を管理)					

<p>成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野</p>	<p>【特定技能1号】 電気電子機器組立て(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事)</p>	<p>製造分野特定技能1号 評価試験(電気電子機器組立て)</p>	<p>国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)</p>			
	<p>【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和4年8月30日閣議決定)による変更前の運用方針別表a、試験区分(3(1)関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、製造分野特定技能1号評価試験(電気電子機器組立て)に合格したものとみなす。</p> <p>製造分野特定技能1号評価試験(機械加工) 製造分野特定技能1号評価試験(仕上げ) 製造分野特定技能1号評価試験(プラスチック成形) 製造分野特定技能1号評価試験(プリント配線板製造) 製造分野特定技能1号評価試験(電子機器組立て) 製造分野特定技能1号評価試験(電気機器組立て) 製造分野特定技能1号評価試験(機械検査) 製造分野特定技能1号評価試験(機械保全) 製造分野特定技能1号評価試験(工業包装)</p>	<p>機械加工</p>				<p>普通旋盤</p>
						<p>フライス盤</p>
						<p>数値制御旋盤</p>
						<p>マシニングセンタ</p>
		<p>仕上げ</p>				<p>治工具仕上げ</p>
						<p>金型仕上げ</p>
						<p>機械組立仕上げ</p>
		<p>プラスチック成形</p>				<p>圧縮成形</p>
						<p>射出成形</p>
						<p>インフレーション成形</p>
						<p>ブロー成形</p>
	<p>プリント配線板製造</p>	<p>プリント配線板設計</p>				
		<p>プリント配線板製造</p>				

素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野				電子機器組立て	電子機器組立て	/						
				電気機器組立て	回転電機組立て		/					
					変圧器組立て			/				
					配電盤・制御盤組立て				/			
					開閉制御器具組立て					/		
					回転電機巻線製作						/	
				機械検査	機械検査							/
				機械保全	機械系保全							
			工業包装	工業包装	/							
	【特定技能2号】 電気電子機器組立て(複数の技能者を指導しながら、電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事し、工程を管理)						製造分野特定技能2号評価試験(電気電子機器組立て)及びビジネスキャリア検定3級(生産管理プランニング又は生産管理オペレーション) 技能検定1級(機械加工) 技能検定1級(仕上げ) 技能検定1級(機械検査) 技能検定1級(機械保全) 技能検定1級(電子機器組立て) 技能検定1級(電気機器組立て) 技能検定1級(プリント配線板製造) 技能検定1級(プラスチック成形) 技能検定1級(工業包装)					

<p>素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野</p>	<p>【特定技能1号】 金属表面処理(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、表面処理等の作業に従事)</p>	<p>製造分野特定技能1号 評価試験(金属表面処理)</p>	<p>国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)</p>	めっき	電気めっき	<p>製造分野特定技能2号評価試験(金属表面処理)及TPビジネス・キャリア検定3級(生産管理プランニング又は生産管理オペレーション) 技能検定1級(めっき) 技能検定1級(アルミニウム陽極酸化処理)</p>
	<p>【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和4年8月30日閣議決定)による変更前の運用方針別表a. 試験区分(3(1)関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、製造分野特定技能1号評価試験(金属表面処理)に合格したものとみなす。  製造分野特定技能1号評価試験(めっき) 製造分野特定技能1号評価試験(アルミニウム陽極酸化処理)</p>	<p>アルミニウム陽極酸化処理</p>		<p>めっき</p> <p>溶融亜鉛めっき</p> <p>陽極酸化処理</p>		
	<p>【特定技能2号】 金属表面処理(複数の技能者を指導しながら、表面処理等の作業に従事し、工程を管理)</p>					

建設分野	【特定技能1号】 土木(指導者の指示・監督を受けながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事)	建設分野特定技能1号評価試験(土木) 技能検定3級(型枠施工) 技能検定3級(鉄筋施工) 技能検定3級(とび) 技能検定3級(造園) 技能検定3級(塗装)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	さく井	パーカッション式さく井工事作業
				ロータリー式さく井工事作業	
		型枠施工		型枠工事作業	
		鉄筋施工		鉄筋組立て作業	
		とび		とび作業	
		コンクリート圧送施工		コンクリート圧送工事作業	
		ウェルポイント施工		ウェルポイント工事作業	
		建設機械施工		押土・整地作業	
				積み込み作業	
				掘削作業	
				締固め作業	
		鉄工		構造物鉄工作業	
		塗装		建築塗装作業	
				鋼橋塗装作業	
溶接	手溶接				
	半自動溶接				

	<p>【特定技能2号】 土木(複数の建設技能者を相準しながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事し、工程を管理)</p>					<p>建設分野特定技能2号評価試験(土木) 技能検定1級(型枠施工) 技能検定1級(コンクリート圧送施工) 技能検定1級(鉄筋施工) 技能検定1級(とび) 技能検定1級(ウェルポイント施工) 技能検定1級(鉄工(構造物鉄工作業)) 技能検定1級(塗装) 技能検定1級(さく井) 技能検定1級(造園) 技能検定単一等級(路面標示施工)</p>
建設分野	<p>【特定技能1号】 建築(指導者の指示・監督を受けながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等に従事)</p>	<p>建設分野特定技能1号評価試験(建築) 技能検定3級(型枠施工) 技能検定3級(左官) 技能検定3級(かわらぶき) 技能検定3級(鉄筋施工) 技能検定3級(内装仕上げ施工) 技能検定3級(とび) 技能検定3級(建築大工) 技能検定3級(建築板金) 技能検定3級(塗装) 技能検定3級(ブロック建築) 技能検定3級(広告美術仕上げ)</p> <p>【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和4年8月30日閣議決定)による変更前の運用方針別表1a. 試験区分(3(1)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、建設分野特定技能1号評価試験(建築)に合格したものとみなす。</p> <p>建設分野特定技能1号評価試験(型枠施工) 建設分野特定技能1号評価試験(左官) 建設分野特定技能1号評価試験(コンクリート圧送) 建設分野特定技能1号評価試験(土工) 建設分野特定技能1号評価試験(屋根ふき) 建設分野特定技能1号評価試験(鉄筋施工) 建設分野特定技能1号評価試験(鉄筋継手) 建設分野特定技能1号評価試験(内装仕上げ) 建設分野特定技能1号評価試験(とび) 建設分野特定技能1号評価試験(建築大工) 建設分野特定技能1号評価試験(建築板金) 建設分野特定技能1号評価試験(吹付ウレタン断熱)</p>	<p>国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)</p>	<p>建築板金 建築大工 型枠施工 鉄筋施工 とび 石材施工 タイル張り かわらぶき 左官 内装仕上げ施工</p>	<p>内外装板金作業 ダケ板金作業 木製建具手加工作業 大工工事作業 型枠工事作業 鉄筋組立て作業 とび作業 石材加工作業 石張り作業 タイル張り作業 かわらぶき作業 左官作業 プラスチック系床仕上げ工事作業</p>	

建設分野				内装仕上げ施工	カーペット系床仕上げ工事作業
					鋼製下地工事作業
					ボード仕上げ工事作業
					カーテン工事作業
				衣装	壁装作業
				サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
				防水施工	シーリング防水工事作業
				コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
				築炉	築炉作業
				鉄工	構造物鉄工作業
				塗装	建築塗装作業
					鋼構塗装作業
				溶接	手溶接
					半自動溶接

建設分野	<p>【特定技能2号】          建築(複数の建設技能者を指導しながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等に従事し、工程を管理)</p>				<p>建設分野特定技能2号評価試験(建築)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>技能検定1級(型枠施工)</li> <li>技能検定1級(左官)</li> <li>技能検定1級(コンクリート圧送施工)</li> <li>技能検定1級(かわらぶき)</li> <li>技能検定1級(鉄筋施工)</li> <li>技能検定1級(内装仕上げ施工)</li> <li>技能検定1級(塗装)</li> <li>技能検定1級(とび)</li> <li>技能検定1級(建築大工)</li> <li>技能検定単一等級(枠組壁建築)</li> <li>技能検定単一等級(エーエルシーパネル施工)</li> <li>技能検定単一等級(バルコニー施工)</li> <li>技能検定1級(建築板金)</li> <li>技能検定1級(熱絶縁施工(吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業))</li> <li>技能検定1級(石材施工)</li> <li>技能検定1級(タイル張り)</li> <li>技能検定1級(窯炉)</li> <li>技能検定1級(鉄工(構造物鉄工作業))</li> <li>技能検定1級(塗装)</li> <li>技能検定1級(防水施工)</li> <li>技能検定1級(建具製作)</li> <li>技能検定1級(カーテンウォール施工)</li> <li>技能検定1級(自動ドア施工)</li> <li>技能検定1級(サッシ施工)</li> <li>技能検定1級(ガラス施工)</li> <li>技能検定1級(ブロック建築)</li> <li>技能検定1級(樹脂接着剤注入施工)</li> <li>技能検定1級(広告美術仕上げ)</li> <li>技能検定1級(厨房設備施工)</li> </ul>
------	--	--	--	--	---

建設分野	<p>【特定技能1号】 ライフライン・設備(指導者の指示・監督を受けながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理に係る作業等に従事)</p>	<p>建設分野特定技能1号評価試験(ライフライン・設備) 技能検定3級(配管) 技能検定3級(建築板金) 技能検定3級(冷凍空調和機器施工)</p>	<p>国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)</p>	<p>建築板金</p>	<p>内外装板金作業 ダクト板金作業</p>		
	<p>【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和4年8月30日閣議決定)による変更前の運用方針別表1a. 試験区分(3(1)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、建設分野特定技能1号評価試験(ライフライン・設備)に合格したものとみなす。</p> <p>建設分野特定技能1号評価試験(電気通信) 建設分野特定技能1号評価試験(配管) 建設分野特定技能1号評価試験(建築板金) 建設分野特定技能1号評価試験(保温保冷)</p>	<p>建設分野特定技能1号評価試験(電気通信) 建設分野特定技能1号評価試験(配管) 建設分野特定技能1号評価試験(建築板金) 建設分野特定技能1号評価試験(保温保冷)</p>		<p>冷凍空調和機器施工</p>	<p>冷凍空調和機器施工作業</p>		
<p>配管</p>			<p>建築配管作業 プラント配管作業</p>				
<p>熱絶縁施工</p>			<p>保温保冷工事作業</p>				
<p>溶接</p>			<p>手溶接 半自動溶接</p>				
<p>【特定技能2号】 ライフライン・設備(複数の建設技能者を指導しながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理の作業等に従事し、工程を管理)</p>							<p>建設分野特定技能2号評価試験(ライフライン・設備) 技能検定1級(配管) 技能検定1級(建築板金) 技能検定1級(熱絶縁施工(保温保冷工事作業)) 技能検定1級(冷凍空調和機器施工)</p>

造船・船用工業分野	<p>【特定技能1号】 造船(監督者の指示を理解し又は自らの判断により船舶の製造工程の作業に従事)</p>	<p>造船・船用工業分野特定技能1号試験(造船) 技能検定3級(塗装) 技能検定3級(とび) 技能検定3級(配管)</p>	<p>国際交流基金日本語基礎テスト  又は 日本語能力試験(N4以上)</p>	溶接	手溶接	/
					半自動溶接	
			塗装	建築塗装		
				金属塗装		
				鋼橋塗装		
				噴霧塗装		
			鉄工	構造物鉄工		
			とび	とび		
			配管	建築配管		
				プラント配管		
	<p>【特定技能2号】 造船(複数の作業員を指揮・命令・管理しながら船舶の製造工程の造船作業に従事)</p>	<p>【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和6年3月29日閣議決定)による変更前の運用方針別表1a. 試験区分(3(1)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、造船・船用工業分野特定技能1号試験(造船)に合格したものとみなす。  造船・船用工業分野特定技能1号試験(溶接) 造船・船用工業分野特定技能1号試験(塗装) 造船・船用工業分野特定技能1号試験(鉄工)</p>				<p>造船・船用工業分野特定技能2号試験(造船) 技能検定1級(塗装) 技能検定1級(鉄工) 技能検定1級(とび) 技能検定1級(配管)</p>

造船・船用工業分野	<p>【特定技能1号】 船用機械(監督者の指示を理解し又は自らの判断により船用機械の製造工程の作業に従事)</p>	<p>造船・船用工業分野特定技能1号試験(船用機械) 技能検定3級(塗装) 技能検定3級(仕上げ) 技能検定3級(機械加工) 技能検定3級(配管) 技能検定3級(鋳造) 技能検定3級(機械保全)</p>	<p>国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)</p>	溶接	手溶接	<p>【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和6年3月29日閣議決定)による変更前の運用方針別表2a. 試験区分(3(2)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、造船・船用工業分野特定技能2号試験(造船)に合格したものとみなす。  造船・船用工業分野特定技能2号試験(溶接) 造船・船用工業分野特定技能2号試験(塗装) 造船・船用工業分野特定技能2号試験(鉄工)</p>
				塗装	<p>半自動溶接</p> <p>建築塗装</p> <p>金属塗装</p> <p>鋼橋塗装</p> <p>噴霧塗装</p>	

造船・船用工業分野		<p>【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和6年3月29日閣議決定)による変更前の運用方針別表1a、試験区分(3(1)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、造船・船用工業分野特定技能1号試験(船用機械)に合格したものとみなす。</p> <p>造船・船用工業分野特定技能1号試験(溶接) 造船・船用工業分野特定技能1号試験(塗装) 造船・船用工業分野特定技能1号試験(鉄工) 造船・船用工業分野特定技能1号試験(仕上げ) 造船・船用工業分野特定技能1号試験(機械加工)</p>		鉄工	構造物鉄工	
				仕上げ	治工具仕上げ	
					金型仕上げ	
					機械組立仕上げ	
				機械加工	普通旋盤	
					フライス盤	
					数値制御旋盤	
					マシニングセンタ	
				配管	建築配管	
					プラント配管	
				鑄造	鑄鉄鑄物鑄造	
非鉄金属鑄物鑄造						
金属プレス加工	金属プレス					
強化プラスチック成形	手積み積層成形					
機械保全	機械系保全					

造船・船用工業分野	<p>【特定技能2号】 船用機械(複数の作業員を指揮・命令・管理しながら船用機械の製造工程の作業に従事)</p>					<p>造船・船用工業分野特定技能2号試験(船用機械) 技能検定1級(塗装) 技能検定1級(鉄工) 技能検定1級(仕上げ) 技能検定1級(機械加工) 技能検定1級(配管) 技能検定1級(鋳造) 技能検定1級(金属プレス加工) 技能検定1級(強化プラスチック成形) 技能検定1級(機械保全)</p>
	<p>【特定技能1号】 船用電気電子機器(監督者の指示を理解し又は自らの判断により船用電気電子機器の製造工程の作業に従事)</p>	<p>造船・船用工業分野特定技能1号試験(船用電気電子機器) 技能検定3級(機械加工) 技能検定3級(電気機器組立て) 技能検定3級(電子機器組立て) 技能検定3級(プリント配線板製造) 技能検定3級(配管) 技能検定3級(機械保全)</p>	<p>国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)</p>	<p>機械加工</p>	<p>普通旋盤 フライス盤 数値制御旋盤 マシニングセンタ</p>	<p>【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和6年3月29日閣議決定)による変更前の運用方針別表2a.試験区分(3(2)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、造船・船用工業分野特定技能2号試験(船用機械)に合格したものとみなす。  造船・船用工業分野特定技能2号試験(溶接) 造船・船用工業分野特定技能2号試験(塗装) 造船・船用工業分野特定技能2号試験(鉄工) 造船・船用工業分野特定技能2号試験(仕上げ) 造船・船用工業分野特定技能2号試験(機械加工)</p>

造船・船用工業分野		<p>【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和6年3月29日閣議決定)による変更前の運用方針別表1a. 試験区分(3(1)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、造船・船用工業分野特定技能1号試験(船用電気電子機器)に合格したものとみなす。</p> <p>造船・船用工業分野特定技能1号試験(機械加工) 造船・船用工業分野特定技能1号試験(電気機器組立て)</p>			電気機器組立て	回転電機組立て	/
					変圧器組立て		
					配電盤・制御盤組立て		
					閉閉制御器具組立て		
					回転電機巻線製作		
		金属プレス加工			金属プレス		
		電子機器組立て			電子機器組立て		
		プリント配線板製造			プリント配線板設計		
					プリント配線板製造		
		配管			建築配管		
プラント配管							
機械保全	機械系保全						
<p>【特定技能2号】 船用電気電子機器(複数の作業員を指揮・命令・管理しながら船用電気電子機器の製造工程の作業に従事)</p>						<p>造船・船用工業分野特定技能2号試験(船用電気電子機器) 技能検定1級(機械加工) 技能検定1級(電気機器組立て) 技能検定1級(金属プレス加工) 技能検定1級(電子機器組立て) 技能検定1級(プリント配線板製造) 技能検定1級(配管) 技能検定1級(機械保全)</p>	

造船・船用工業分野						<p><b>【経過措置】</b>  「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和6年3月29日閣議決定)による変更前の運用方針別表2a。試験区分(3(2)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、造船・船用工業分野特定技能2号試験(船用電気電子機器)に合格したものとみなす。</p> <p>造船・船用工業分野特定技能2号試験(機械加工)  造船・船用工業分野特定技能2号試験(電気機器組立て)</p>
-----------	--	--	--	--	--	--

自動車整備業分野	<p>【特定技能1号】 自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務</p>	<p>自動車整備分野特定技能1号評価試験</p> <p>【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下段に掲げる試験に合格した者は、自動車整備分野特定技能1号評価試験に合格したものとみなす。</p> <p>自動車整備分野特定技能評価試験</p> <p>自動車整備士技能検定3級</p>	<p>国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)</p>	自動車整備	自動車整備	/
	<p>【特定技能2号】 他の要員への指導を行いながら従事する自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する一般的な業務</p>	/	/	/	/	
航空	<p>【特定技能1号】 空港グランドハンドリング(社内資格等を有する指導者やチームリーダーの指導・監督の下、地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等に従事)</p>	<p>航空分野特定技能1号評価試験(空港グランドハンドリング)</p> <p>【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下段に掲げる試験に合格した者は、航空分野特定技能1号評価試験(空港グランドハンドリング)に合格したものとみなす。</p> <p>特定技能評価試験(航空分野:空港グランドハンドリング)</p>	<p>国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)</p>	<p>空港グランド ハンドリング</p> <p>航空機地上支援</p> <p>航空貨物取扱</p> <p>客室清掃</p>	/	/
	<p>【特定技能2号】 空港グランドハンドリング(社内資格等を有する指導者やチームリーダーとして、地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等に従事し、工程を管理)</p>	/	/	/	/	

航空	<p>【特定技能1号】 航空機整備 (機体、装備品等の整備業務等)</p>	<p>航空分野特定技能1号評価試験 (航空機整備)</p> <p>【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、航空分野特定技能1号評価試験(航空機整備)に合格したものとみなす。</p> <p>特定技能評価試験(航空分野:航空機整備)</p>	<p>国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)</p>			
	<p>【特定技能2号】 航空機整備 (自らの判断により行う、機体、装備品等の専門的・技術的な整備業務等)</p>					<p>航空分野特定技能2号評価試験 (航空機整備)</p> <p>航空従事者技能証明のうち以下のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一等航空整備士(飛行機)</li> <li>一考航空整備士(回転翼航空機)</li> <li>二等航空整備士(飛行機)</li> <li>二等航空整備士(回転翼航空機)</li> <li>一等航空運航整備士(飛行機)</li> <li>一等航空運航整備士(回転翼航空機)</li> <li>二等航空運航整備士(飛行機)</li> <li>二等航空運航整備士(回転翼航空機)</li> <li>航空工場整備士(機体構造関係)</li> <li>航空工場整備士(ピストン発動機関係)</li> <li>航空工場整備士(タービン発動機関係)</li> <li>航空工場整備士(プロペラ関係)</li> <li>航空工場整備士(計器関係)</li> <li>航空工場整備士(電子装備品関係)</li> <li>航空工場整備士(電気装備品関係)</li> <li>航空工場整備士(無線通信機器関係)</li> </ul>

宿泊分野	<p>【特定技能1号】 宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</p>	<p>宿泊分野特定技能1号評価試験</p> <p>【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、宿泊分野特定技能1号評価試験に合格したものとみなす。</p> <p>宿泊業技能測定試験</p>	<p>国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)</p>	宿泊	接客・衛生管理	/
	<p>【特定技能2号】 複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</p>	/	/	/	/	
農業分野	<p>【特定技能1号】 耕種農業全般 (栽培管理、農産物の集出荷・選別等)</p>	<p>1号農業技能測定試験(耕種農業全般)</p> <p>【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、1号農業技能測定試験(耕種農業全般)に合格したものとみなす。</p> <p>農業技能測定試験(耕種農業全般)</p>	<p>国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)</p>	耕種農業	施設園芸	/
		/	/		畑作野菜	
		/	/		果樹	
	<p>【特定技能2号】 耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等)及び当該業務に関する管理業務</p>	/	/	/	2号農業技能測定試験 (耕種農業全般)	
<p>【特定技能1号】 畜産農業全般 (飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)</p>	<p>1号農業技能測定試験(畜産農業全般)</p> <p>【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、1号農業技能測定試験(畜産農業全般)に合格したものとみなす。</p> <p>農業技能測定試験(畜産農業全般)</p>	<p>国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)</p>	畜産農業	養豚	/	
	/	/		養鶏		
	/	/		酪農		
<p>【特定技能2号】 畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)及び当該業務に関する管理業務</p>	/	/	/	2号農業技能測定試験 (畜産農業全般)		

漁業分野	<p>【特定技能1号】 漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等)</p>	<p>1号漁業技能測定試験(漁業)</p> <p>【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、1号漁業技能測定試験(漁業)に合格したものとみなす。</p> <p>漁業技能測定試験(漁業)</p>	<p>国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)</p>	<p>漁船漁業</p> <p>かつお一本釣り漁業、延縄漁業、いか釣り漁業、まき網漁業、ひき網漁業、さし網漁業、定置網漁業、かに・えびかご漁業、棒受網漁業</p>	
	<p>【特定技能2号】 漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等)、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理</p>				<p>2号漁業技能測定試験(漁業)</p> <p>日本語能力試験(N3以上)</p>
	<p>【特定技能1号】 養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(獲)・処理、安全衛生の確保等)</p>	<p>1号漁業技能測定試験(養殖業)</p> <p>【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、1号漁業技能測定試験(養殖業)に合格したものとみなす。</p> <p>漁業技能測定試験(養殖業)</p>	<p>国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)</p>	<p>養殖業</p> <p>ほたてがい・まがき養殖</p>	
	<p>【特定技能2号】 養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(獲)・処理、安全衛生の確保等)、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理</p>				<p>2号漁業技能測定試験(養殖業)</p> <p>日本語能力試験(N3以上)</p>

飲食料品製造業分野	<b>【特定技能1号】</b> 飲食料品製造全般(飲食料品(酒類を除く。))の製造・加工及び安全衛生の確保。	飲食料品製造業特定技能1号 技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	缶詰巻締	缶詰巻締
				食鳥処理加工業	食鳥処理加工
				加熱性水産加工食品製造業	節類製造
					加熱乾製品製造
					調味加工品製造
					くん製品製造
				非加熱性水産加工食品製造業	塩蔵品製造
					乾製品製造
					発酵食品製造
					調理加工品製造
水生用加工品製造	水生用加工品製造				
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造				
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造				
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造				

飲食料品製造業分野				パン製造	パン製造	/
				そう菜製造業	そう菜加工	
				農産物漬物製造業	農産物漬物製造	
	【特定技能2号】 飲食料品製造全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工及び安全衛生の確保)及び当該業務に関する管理業務	/	/	/	/	飲食料品製造業特定技能2号 技能測定試験
外食分野	【特定技能1号】 外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)	外食業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造	/
	【特定技能2号】 外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)及び店舗経営	/	/	/	/	外食業特定技能2号技能測定試験  日本語能力試験(N3以上)

「特定技能」に係る立証資料

-特定技能-

項番	提出書類	様式番号	特記事項	特定技能1号			特定技能2号		
				在留資格 決定	在留資格 変更	在留期間 更新	在留資格 決定	在留資格 変更	在留期間 更新
1	・在留資格認定証明書交付申請書 ・在留資格変更許可申請書 ・在留期間更新許可申請書 ※いずれかを使用すること。	(省令様式) 別記第6号の3様式 別記第30号様式 別記第30号の2様式	・申請人の写真(縦4cm×横3cm)の高画に申請人の氏名を記載して申請書の写真欄に貼付 ・申請前6か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。	○	○	○	○	○	○
2	特定技能外国人の報酬に関する説明書	参考様式 第1-4号		○	○	△(注1)	○	○	△(注1)
3	特定技能雇用契約書の写し	参考様式 第1-5号	・申請人が十分に理解できる言語での記載も必要	○	○	△(注1)	○	○	△(注1)
4	雇用条件書の写し	参考様式 第1-6号	・申請人が十分に理解できる言語での記載も必要	○	○	△(注1)	○	○	△(注1)
5	事前ガイダンスの確認書	参考様式 第1-7号	・申請人が十分に理解できる言語での記載も必要	○	○	/	/	/	/
6	支払費用の同意書及び費用説明書	参考様式 第1-8号	・申請人が十分に理解できる言語での記載も必要	○	○	/	○	○	/
7	徴収費用の説明書	参考様式 第1-9号		○	○	/	○	○	/
8	特定技能外国人の履歴書	参考様式 第1-1号		○	○	/	○	○	/
9	分野別運用方針に定める技能試験の合格証明書の写し又は合格を証明する資料	-	・申請人が技能実習2号を良好に修了した者であることを証明する場合には提出は不要(特定技能1号のみ)	○	○	/	○	○	/
10	分野別運用方針に定めるその他の評価方法により技能水準を満たすことを証明する資料	-	・申請人が技能実習2号を良好に修了した者であることを証明する場合には提出は不要(特定技能1号のみ)	○	○	/	○	○	/
11	分野別運用方針に定める日本語試験の合格証明書写し又は合格したことを証明する資料	-	・申請人が技能実習2号を良好に修了した者として日本語試験の免除を受ける場合には提出は不要	○	○	/	/	/	/
12	技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格したことを証明する資料	-	・申請人が技能実習2号を良好に修了した者であることを証明する場合で、かつ、技能検定3級等の実技試験に合格していない場合に提出が必要	○	○	/	/	/	/
13	技能実習生に関する評価図書	参考様式 第1-2号	・申請人が技能実習2号を良好に修了した者であることを証明する場合で、かつ、技能検定3級等の実技試験に合格していない場合に提出が必要	○	○	/	/	/	/
14	健康診断個人票	参考様式 第1-3号	・日本に在留中の場合は日本国内で受診したものの提出が必要 ・別の様式での提出でも差し支えないが参考様式にある受診項目が記載されたものに限る。	○	○	/	○	○	/
15	通算在留期間に係る誓約書	参考様式 第1-24号	・「特定技能1号」の通算在留期間が4年を超えた後の申請において提出が必要	○	○	○	/	/	/
16	技能移転に係る申告書	参考様式 第1-10号	・申請人が十分に理解できる言語での記載も必要	/	/	/	○	○	/
17	直近1年分の個人住民税の課税証明書及び納税証明書	-	・納税証明書は全ての納期が経過している年度のものの提出が必要 ・申請人のものが必須	/	△(注1)	△(注1)	/	△(注1)	△(注1)

18	給与所得の源泉徴収票	-	・項番17番の住民税の課税証明書と前一年分のものの提出が必要 ・申請人のものが必要	/	△ (注1)	△ (注1)	/	△ (注1)	△ (注1)
19	税目を源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税とする納税証明書 *税務署発行の納税証明書(その3)	-	・確定申告をした場合に提出が必要 ・申請人のものが必要	/	△ (注1)	△ (注1)	/	△ (注1)	△ (注1)
20	・納税控除措置(換価の贈与、納税の贈与又は納付受託)の適用がある旨の記載がある納税証明書 *項番19の税目のうち、未納がある税目について、税務署発行の未納額のみを納税証明書(その1)	-	・申請人が項番19の税目について換価の贈与、納税の贈与又は納付受託を受けている場合に提出が必要 ・申請人のものが必要	/	△ (注1)	△ (注1)	/	△ (注1)	△ (注1)
21	(地方税) 納税控除措置(換価の贈与、納税の贈与又は納付受託)に係る通知書の写し	-	・地方税について、申請人が納税控除措置(換価の贈与、納税の贈与又は納付受託)の適用を受けていることが納税証明書に記載されていない場合に提出が必要 ・申請人のものが必要	/	△ (注1)	△ (注1)	/	△ (注1)	△ (注1)
22	国民健康保険被保険者証の写し	-	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合に提出が必要 ・申請人のものが必要	/	△ (注1)	△ (注1)	/	△ (注1)	△ (注1)
23	国民健康保険料(税)納付証明書	-	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合に提出が必要 ・申請人のものが必要	/	△ (注1)	△ (注1)	/	△ (注1)	△ (注1)
24	・納付(税)控除措置(換価の贈与、納付の贈与又は納付受託)の適用がある旨の記載がある国民健康保険料(税)納付証明書 ・納付(税)控除措置(換価の贈与、納付の贈与又は納付受託)に係る通知書の写し *いずれかを提出	-	・申請人が国民健康保険料(税)の納付について納付や換価の贈与を受けている場合であって、国民健康保険料(税)納付証明書にその旨の記載がない場合に提出が必要 ・申請人のものが必要	/	△ (注1)	△ (注1)	/	△ (注1)	△ (注1)
25	被保険者記録照会回答票	-	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合に提出が必要 ・申請人のものが必要	/	△ (注1)	△ (注1)	/	△ (注1)	△ (注1)
26	・国民年金保険料徴収証書の写し(在留申請の日の属する月の前々月までの24か月分全て) ・被保険者記録照会(納付Ⅱ) *いずれかを提出 *国民年金保険料徴収証書の写し(在留申請のあった日の属する月の前々月までの24か月分全て)を提出する場合は、被保険者記録照会回答票の提出が不要 *国民年金保険料の納付から被保険者記録照会(納付Ⅱ)への納付記録の反映までに時間を要することから、反映前に提出する場合は、被保険者記録照会(納付Ⅱ)に加え、該当する月の国民年金保険料徴収証書の写しも提出してください。	-	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合に提出が必要 ・申請人のものが必要	/	△ (注1)	△ (注1)	/	△ (注1)	△ (注1)
27	特定技能所属機関概要書	参考様式 第1-11号		/	△ (注2)	△ (注2)	/	△ (注2)	△ (注2)
28	登記事項証明書	-	・特定技能所属機関が法人である場合のみ提出が必要	/	△ (注2)	△ (注2)	/	△ (注2)	△ (注2)
29	住民票の写し	-	・特定技能所属機関が法人である場合に提出が必要 ・マイナンバーの記載がないもの ・本籍地の記載があるもの ・特定技能外国人の受入れに関する業務の執行に直接的に関与しない役員に関しては、住民票の写しに代えて、誓約書(特定技能外国人の受入れに関する業務の執行に直接的に関与しない旨と法令に定められている欠給事由に該当する者でない旨について特定技能所属機関が確認し、誓約したもの。)の提出でも可 ・特定技能所属機関(法人)の役員のものが必要	/	△ (注2)	△ (注2)	/	△ (注2)	△ (注2)

30	特定技能所属機関の役員に関する誓約書	参考様式 第1-23号	・住民票の写しの提出を省略する役員がいる場合に提出が必要	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)
31	住民票の写し	-	・特定技能所属機関が個人事業主である場合に提出が必要 ・マイナンバーの記載がないもの ・本籍地の記載があるもの ・特定技能所属機関（個人事業主）のものが必要	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)
32	決算文書の写し（損益計算表及び貸借対照表又は収支計算書）（直近2年分）	-	・特定技能所属機関が法人である場合に提出が必要	△ (注3)	△ (注3)	△ (注3)	△ (注3)	△ (注3)	△ (注3)
33	中小企業診断士、公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が改善の見直しについて評価を行った書面	-	・直近期末において債務超過がある場合に提出が必要	△ (注3)	△ (注3)	△ (注3)	△ (注3)	△ (注3)	△ (注3)
34	法人税の確定申告書の控えの写し（直近2年分）	-	・特定技能所属機関が法人である場合に提出が必要	△ (注3)	△ (注3)	△ (注3)	△ (注3)	△ (注3)	△ (注3)
35	税目を申告所得税の納税証明書（その2）（直近2年分）	-	・特定技能所属機関が個人事業主の場合に提出が必要	△ (注3)	△ (注3)	△ (注3)	△ (注3)	△ (注3)	△ (注3)
36	労働者派遣事業許可証の写し	-	・労働者派遣による場合に提出が必要	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)
37	派遣計画書	参考様式 第1-12号	・労働者派遣による場合に提出が必要	○	○	△ (注1)	○	○	△ (注1)
38	労働者派遣契約書	-	・労働者派遣による場合に提出が必要	○	○	△ (注1)	○	○	△ (注1)
39	就業条件明示書の写し	参考様式 第1-13号	・労働者派遣による場合に提出が必要	○	○	△ (注1)	○	○	△ (注1)
40	派遣先の概要書（農業分野）	参考様式 第1-14号	・労働者派遣による場合（農業分野の場合）に提出が必要 ・労働・社会保険及び租税の法令を遵守していることを証明する資料として、項番4.2から6.1の書類の提出が必要（提出欄には各書類の項目の記載に従うこと）	○	○	△ (注1)	○	○	△ (注1)
41	派遣先の概要書（漁業分野）	参考様式 第1-15号	・労働者派遣による場合（漁業分野の場合）に提出が必要 ・労働・社会保険及び租税の法令を遵守していることを証明する資料として、項番4.2から6.1の書類の提出が必要（提出欄には各書類の項目の記載に従うこと）	○	○	△ (注1)	○	○	△ (注1)
42	・労働保険料等納付証明書（未納なし証明）	-	・特定技能所属機関が労働保険の適用事業所の場合に提出が必要	△ (注6)	△ (注6)	△ (注6)	△ (注6)	△ (注6)	△ (注6)
43	・債権証券の写し（直近1年分） ・労働保険医療・増加医療・特定保険料申告書（事業主控）の写し（債権証券に対応する分） ・労働保険事務組合に事務委託している事業場は、事務組合が発行した「労働保険料徴収書」の写し（直近1年分）及び「労働保険料等納入通知書」の写し（債権証券に対応する分）	-	・特定技能所属機関が労働保険の適用事業所の場合に提出が必要	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)
44	雇用保険被保険者資格取得確認通知書（事業主控）の写し	-	・特定技能所属機関が労働保険の適用事業所の場合に提出が必要 ・申請人のものの提出が必要	△ (注4)	△ (注4)	△ (注4)	△ (注4)	△ (注4)	△ (注4)
45	雇用の経緯に係る説明書	参考様式 第1-16号		○	○	△ (注4)	○	○	△ (注4)

46	職業紹介事業所に関する「人材サービス総合サイト」(厚生労働省職業安定局ホームページ)の画面を印刷したもの	-	- 雇用契約の成立をあっせんする者がある場合に提出が必要	○	○	/	○	○	/
47	・ 社会保険料納入状況照会回答票 ・ 健康保険・厚生年金保険料徴収証書の写し(在留申請の日の属する月の前々月までの24か月分全て) *いずれかを提出 *健康保険・厚生年金保険料の納付から社会保険料納入状況照会回答票への納付記録の反映までに時間を要することから、反映前に提出する場合は、社会保険料納入状況照会回答票に加え、該当する月の健康保険・厚生年金保険料徴収証書の写しも提出してください。	-	・ 特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所の場合に提出が必要	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)
48	・ 納付の通字許可通知書の写し ・ 換価の通字許可通知書の写し *いずれかを提出	-	・ 特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所の場合で、社会保険料の納付について納付や換価の通字を受けている場合に提出が必要	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)
49	国民健康保険証の写し	-	・ 特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合に提出が必要 ・ 特定技能所属機関(事業主)のものが必要	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)
50	国民健康保険料(税)納付証明書	-	・ 特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合に提出が必要 ・ 特定技能所属機関(事業主)のものが必要	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)
51	・ 納付(税)額和措置(換価の通字、納付の通字又は納付委託)の適用がある旨の記載がある国民健康保険料(税)納付証明書 ・ 納付(税)額和措置(換価の通字、納付の通字又は納付委託)に係る通知書の写し *いずれかを提出	-	・ 特定技能所属機関が国民健康保険料(税)の納付について納付や換価の通字を受けている場合に提出が必要 ・ 特定技能所属機関(事業主)のものが必要	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)
52	被保険者記録照会回答票	-	・ 特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合に提出が必要 ・ 特定技能所属機関(事業主)のものが必要	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)
53	・ 国民年金保険料徴収証書の写し(在留申請の日の属する月の前々月までの24か月分全て) ・ 被保険者記録照会(納付Ⅱ) *いずれかを提出 *国民年金保険料徴収証書の写し(在留申請のあった日の属する月の前々月までの24か月分全て)を提出する場合は、被保険者記録照会回答票の提出が不要 *国民年金保険料の納付から被保険者記録照会(納付Ⅱ)への納付記録の反映までに時間を要することから、反映前に提出する場合は、被保険者記録照会(納付Ⅱ)に加え、該当する月の国民年金保険料徴収証書の写しも提出してください。	-	・ 特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合に提出が必要 ・ 特定技能所属機関(事業主)のものが必要	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)
54	税目を源泉所得税及び復興特別所得税、法人税、消費税及び地方消費税とする納税証明書 *税務署発行の納税証明書(その3)	-	・ 特定技能所属機関が法人である場合に提出が必要	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)
56	・ 納税額和措置(換価の通字、納税の通字又は納付委託)の適用がある旨の記載がある納税証明書 *項番54の税目のうち、未納がある税目について、税務署発行の未納額のみを納税証明書(その1)	-	・ 特定技能所属機関が法人である場合で、項番54の税目について換価の通字、納税の通字又は納付委託を受けているときに提出が必要	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)
56	(地方税) 税目を法人住民税とする納税証明書 *市町村発行の納税証明書	-	・ 特定技能所属機関が法人である場合に提出が必要	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)
57	(地方税) 納税額和措置(換価の通字、納税の通字又は納付委託)に係る通知書の写し	-	・ 特定技能所属機関が法人である場合で、地方税について納税額和措置(換価の通字、納税の通字又は納付委託)の適用を受けていることが納税証明書に記載されていない場合に提出が必要	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)

58	税目を源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税とする納税証明書 * 税務署発行の納税証明書（その3）	-	・特定技能所属機関が個人事業主である場合に提出が必要	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)
59	・納税額和措置（換領の寫予、納税の寫予又は納付受託）の適用がある旨の記載がある納税証明書 * 項番58の税目のうち、未納がある税目について、税務署発行の未納額のみを納税証明書（その1）	-	・特定技能所属機関が個人事業主である場合で、項番58の税目について、換領の寫予、納税の寫予又は納付受託を受けているときに提出が必要	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)
60	（地方税） 税目を個人住民税とする納税証明書 * 市町村発行の納税証明書	-	・特定技能所属機関が個人事業主である場合に提出が必要	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)
61	（地方税） 納税額和措置（換領の寫予、納税の寫予又は納付受託）に係る通知書の寫し	-	・特定技能所属機関が個人事業主である場合で、地方税について納税額和措置（換領の寫予、納税の寫予又は納付受託）の適用を受けていることが納税証明書の記載されていないときに提出が必要	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)	△ (注2)
62	1号特定技能外国人支援計画書	参考様式 第1-17号		○	○	/	/	/	/	/
63	支援委託契約書の寫し	参考様式 第1-18号	・1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合のみ提出が必要	○	○	/	/	/	/	/
64	支援責任者の就任承諾書及び誓約書	参考様式 第1-19号	・登録支援機関に委託せずに1号特定技能外国人支援を行う場合のみ提出が必要	△ (注2)	△ (注2)	/	/	/	/	/
65	支援責任者の履歴書	参考様式 第1-20号	・登録支援機関に委託せずに1号特定技能外国人支援を行う場合のみ提出が必要	△ (注2)	△ (注2)	/	/	/	/	/
66	支援担当者の就任承諾書及び誓約書	参考様式 第1-21号	・登録支援機関に委託せずに1号特定技能外国人支援を行う場合のみ提出が必要	△ (注2)	△ (注2)	/	/	/	/	/
67	支援担当者の履歴書	参考様式 第1-22号	・登録支援機関に委託せずに1号特定技能外国人支援を行う場合のみ提出が必要	△ (注2)	△ (注2)	/	/	/	/	/
68	特定技能所属機関の四季報又は主務官庁から設立の許可を受けたことを証明する文書の寫し	-	・その他の実績を証明する場合のみ	○	○	/	/	/	/	/
69	特定技能所属機関の直近年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の寫し	-	・その他の実績を証明する場合のみ	△ (注3)	△ (注3)	/	/	/	/	/
70	特定技能外国人受入れに関する運用要領（別冊（分野別））に記載された確認対象の書類（誓約書等）	-		○	○	○	○	○	○	○

\* 原本の提出が求められるものについては、発行（作成）後3か月以内のものに限る。

(注1) 申請人に係る過去1年以内の在留申請（在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請）において提出済み（内容に変更がない場合に限る。）の場合に省略できるもの。

(注2) 受け入れている任意の外国人に係る過去1年以内の在留申請（在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請）において提出済み（内容に変更がない場合に限る。）の場合に省略できるもの。

(注3) 受け入れている任意の外国人に係る在留申請において同一年度のものを提出済み（内容に変更がない場合に限る。）の場合に省略できるもの。

(注4) 申請人に係る在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請後、最初の在留期間更新許可申請時のみ提出が必要なもの。

(注5) 受け入れている任意の外国人に係る過去1年以内の在留申請（在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請）において提出済みの場合に省略できるもの。

(注6) 初めて受け入れる場合の在留申請（在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請）のみに提出が必要なもの。

	カテゴリー1	カテゴリー2
区分 (申請人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 大学</li> <li>② 大学に準ずる機関</li> <li>③ 高等専門学校</li> <li>④ 日本又は外国の国・地方公共団体</li> <li>⑤ 独立行政法人</li> <li>⑥ 特殊法人・認可法人</li> <li>⑦ 日本の国・地方公共団体認可の公益法人</li> <li>⑧ 法人税法別表第1に掲げる公共法人</li> <li>⑨ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額が1,500万円以上ある団体・個人</li> </ul>	
第1 (該当範囲)	<p>次の資料により判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 申請書</li> <li>② 活動内容、期間及び当該活動を行おうとする機関の概要を明らかにする資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 申請人又は受入れ機関が作成した日本での活動内容及びその期間を明らかにする文書</li> <li>イ 申請人が当該活動を行おうとする機関の概要を明らかにする資料(パンフレット等)</li> </ul> </li> <li>③ 次のいずれかで、学術上又は芸術上の業績を明らかにする文書 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 関係団体からの推薦状</li> <li>イ 過去の活動に関する報道</li> <li>ウ 入賞、入選等の実績</li> <li>エ 過去の論文、作品等の目録</li> <li>オ 上記アからエまでに準ずる文書</li> </ul> </li> <li>④ 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 申請人本人が経費を支弁する場合は、次のいずれかの資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 給付金額及び給付期間を明示した奨学金給付に関する証明書</li> <li>(イ) 申請人名義の銀行等における預金残高証明書</li> <li>(ウ) 上記(ア)又は(イ)に準ずる文書</li> </ul> </li> <li>イ 申請人以外の者が申請人の経費を支弁する場合は、経費支弁者に係る次のいずれかの資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書(1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの)</li> <li>(イ) 経費支弁者が外国にいる場合は、経費支弁者名義の銀行等における預金残高証明書</li> <li>(ウ) 上記(ア)又は(イ)に準ずる文書</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>⑤ 専門家の指導を受けて我が国特有の文化又は技芸を修得しようとする場合は、上記②から④までに掲げるもののほか、当該専門家の経歴及び業績を明らかにする次のいずれかの資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 免許等の写し</li> <li>イ 論文、作品集等</li> <li>ウ 履歴書</li> </ul> </li> </ul>	

	カテゴリー1	カテゴリー2
区分 (申請人)	① 大学 ② 大学に準ずる機関 ③ 高等専門学校 ④ 日本又は外国の国・地方公共団体 ⑤ 独立行政法人 ⑥ 特殊法人・認可法人 ⑦ 日本の国・地方公共団体認可の公益法人 ⑧ 法人税法別表第1に掲げる公共法人 ⑨ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額が1,500万円以上ある団体・個人	左のいずれにも該当しない団体・個人
要件	立証資料	
第1 (該当範囲)	上記に該当することを示す資料 申請書により判断する。	次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 活動内容、期間及び当該活動を行おうとする機関の概要を明らかにする資料 ア 申請人又は受入れ機関が作成した日本での活動内容及びその期間を明らかにする文書 イ 申請人が当該活動を行おうとする機関の概要を明らかにする資料(パンフレット等) ③ 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書 ア 申請人本人が経費を支弁する場合は、次のいずれかの資料 (ア) 給付金額及び給付期間を明示した奨学金給付に関する証明書 (イ) 申請人名義の銀行等における預金残高証明書 (ウ) 上記(ア)又は(イ)に準ずる文書 イ 申請人以外の者が申請人の経費を支弁する場合は、経費支弁者に係る次のいずれかの資料 (ア) 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書(1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの) (イ) 経費支弁者が外国にいる場合は、経費支弁者名義の銀行等における預金残高証明書 (ウ) 上記(ア)又は(イ)に準ずる文書



立正資料		備考		大卒		定時学校 通信学校		日本国教育委員会 設置資料		設置資料		設置資料		設置資料		設置資料		設置資料		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0



第1 在留資格「永住者」に関する立証資料

1 基本資料

	立証資料	備考	日本人の配偶者	日本人の子	永住者等の配偶者	永住者等の子	定住者	難民認定者又は補充的保護対象者認定者	就労資格・家族滞在	特別高度人材	高度人材ポイント 80点以上・ 特別高度人材	高度人材ポイント 70点以上
1	申請書		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2	① 配偶者(日本人)の戸籍謄本(戸籍謄本に婚姻事実の記載がない場合は、戸籍謄本に加え婚姻届出受理証明書)		●									
	② 申請人の国籍国の機関から発行された婚姻証明書		●									
3	① 申請人の親の戸籍謄本又は除籍謄本			●								
	② 出生届受理証明書又は認知届受理証明書	申請人が本邦において出生した場合		●								
	③ 出生国の機関から発行された出生証明書又は認知に関する証明書	申請人が本邦外において出生した場合		●								
	④ 特別養子縁組届出受理証明書又は日本の家庭裁判所発行の養子縁組に係る審判書原本及び確定証明書	申請人が特別養子である場合		●								
4	配偶者(永住者等)及び申請人の国籍国から発行された婚姻証明書(本邦で婚姻手続を行った場合は婚姻届受理証明書)				●							
5	① 本邦における出生届受理証明書又は国籍国が発行する親子関係を証明する文書					●						
	② 国籍を証明する文書					●						
	③ その他在留資格の取得を必要とする事由を証明する文書	取得永住許可申請の場合				●						
6	身分関係を証明する前記2ないし6に準ずる文書								●	●	●	
7	世帯全員の記載のある住民票		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
8	① 身元保証書(永住許可申請用)		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	② 身元保証人の身分事項を明らかにする書類		●	●	●	●	●	●	●	●	●	

	立証資料	備考	日本人の配偶者	日本人の子	永住者等の配偶者	永住者等の子	定住者	難民認定者又は補充的 保護対象者認定者	就労資格・家族滞在	高収入者等 特別高収入者	高収入者等 70歳以上
9	① 申請人の在職証明書(自営業の場合は、確定申告書(控入)の写し及び営業許可書の写し)	申請人の収入により生活する場合	●	●	●	●	●		●	●	●
	② 申請人の住民税の納税証明書(1年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの。納税証明書に総収入、課税額及び納税額の記載がない場合は、これに加えて課税(非課税)証明書)	申請人の収入により生活する場合		●		●				●	
	③ 申請人の住民税の納税証明書(3年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの。納税証明書に総収入、課税額及び納税額の記載がない場合は、これに加えて課税(非課税)証明書)		●		●						●
	④ 申請人の住民税の納税証明書(6年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの。納税証明書に総収入、課税額及び納税額の記載がない場合は、これに加えて課税(非課税)証明書)						●			●	
10	① 申請人を扶養する者の在職証明書(自営業の場合は、確定申告書(控入)の写し及び営業許可書の写し)	申請人を扶養する者の収入により生活する場合	●	●	●	●	●		●	●	●
	② 申請人を扶養する者の住民税の納税証明書(1年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの。納税証明書に総収入、課税額及び納税額の記載がない場合は、これに加えて課税(非課税)証明書)	申請人を扶養する者の収入により生活する場合		●		●					
	③ 申請人を扶養する者の住民税の納税証明書(3年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの。納税証明書に総収入、課税額及び納税額の記載がない場合は、これに加えて課税(非課税)証明書)		●		●						
	④ 申請人を扶養する者の住民税の納税証明書(6年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの。納税証明書に総収入、課税額及び納税額の記載がない場合は、これに加えて課税(非課税)証明書)						●			●	
11	① 申請人の源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税の5税目に係る納税証明書(その3)	申請人の収入により生活する場合	●	●	●	●	●		●	●	●
	② 申請人を扶養する者の源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税の5税目に係る納税証明書(その3)	申請人を扶養する者の収入により生活する場合	●	●	●	●	●		●		

	立証資料	備考	日本人の配偶者	日本人の子	永住者等の配偶者	永住者等の子	定住者	国民認定者又は補完的 保護対象者認定者	就労資格・家族滞在	高度人材ポイント 80点以上・ 特別高度人材	高度人材ポイント 70点以上
12	① 申請人のねんきん定期便又はねんきんネットの「各月の年金記録」印刷画面 ※基礎年金番号にマスキングが施されているものに限る。	申請人の収入により生活する場合	●	●	●	●	●		●	●	●
	② 申請人の1年分の国民年金保険料領収書写し ※基礎年金番号にマスキングが施されているものに限る。	確認対象期間内に申請人が国民年金に加入している期間がある場合		●						●	
	③ 申請人の2年分の国民年金保険料領収書写し ※基礎年金番号にマスキングが施されているものに限る。		●	●	●	●	●				●
13	① 申請人を扶養する者のねんきん定期便又はねんきんネットの「各月の年金記録」印刷画面 ※基礎年金番号にマスキングが施されているものに限る。	申請人を扶養する者の収入により生活する場合	●	●	●	●	●		●		
	② 申請人を扶養する者の1年分の国民年金保険料領収書写し ※基礎年金番号にマスキングが施されているものに限る。	確認対象期間内に申請人を扶養する者が国民年金に加入している期間がある場合		●							
	③ 申請人を扶養する者の2年分の国民年金保険料領収書写し ※基礎年金番号にマスキングが施されているものに限る。		●	●	●	●	●				
14	① 申請人の健康保険被保険者証又は国民健康保険被保険者証(写し) ※保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングが施されているものに限る。	申請人の収入により生活する場合	●	●	●	●	●		●	●	●
	② 申請人の1年分の国民健康保険料(税)納付証明(確認)書及び国民健康保険料(税)領収書(写し) ※保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングが施されているものに限る。	確認対象期間内に申請人が国民健康保険に加入している期間がある場合		●						●	
	③ 申請人の2年分の国民健康保険料(税)納付証明(確認)書及び国民健康保険料(税)領収書(写し) ※保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングが施されているものに限る。		●	●	●	●	●				●

	立証資料	備考	日本人の配偶者	日本人の子	永住者等の配偶者	永住者等の子	定住者	国民認定者又は補完的 保護対象者認定者	就労資格・家族滞在	高度人材ポイント 80点以上・ 特別高度人材	高度人材ポイント 70点以上
16	① 申請人を扶養する者の健康保険被保険者証又は国民健康保険被保険者証(写し) ※保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングが施されているものに限る。	申請人を扶養する者の収入により生活する場合	●	●	●	●	●	●	●		
	② 申請人を扶養する者の1年分の国民健康保険料(税)納付証明(確認)書及び国民健康保険料(税)領収書(写し) ※保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングが施されているものに限る。	韓国対象期間内に申請人を扶養する者が国民健康保険に加入している期間がある場合		●		●					
	③ 申請人を扶養する者の2年分の国民健康保険料(税)納付証明(確認)書及び国民健康保険料(税)領収書(写し) ※保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングが施されているものに限る。		●		●		●		●		
16	① 申請人を事業主とする社会保険適用事業所の健康保険・厚生年金保険料領収証書(写し)又は社会保険保険料納入確認(申請)書	申請人が社会保険適用事業所の事業主である場合	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	② 申請人を扶養する者を事業主とする社会保険適用事業所の健康保険・厚生年金保険料領収証書(写し)又は社会保険保険料納入確認(申請)書	申請人を扶養する者が社会保険手適用事業所の事業主である場合	●	●	●	●	●	●	●		
17	了解書		●	●	●	●	●	●	●	●	●
18	親族一覧表		●		●						
19	① 表彰状、感謝状、叙勲書等の写し								▲	▲	▲
	② 所属会社、大学、団体等の代表者等が作成した推薦状	外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献がある場合							▲	▲	▲
	③ その他各分野において貢献があることに関する資料								▲	▲	▲

2 必要に応じて提出を求める資料

	立証資料	備考	日本人の配偶者	日本人の子	永住者等の配偶者	永住者等の子	定住者	難民認定者又は補完的保護対象者認定者	就労資格・家族滞在	高度人材ポイント 70点以上	高度人材ポイント 60点以上・ 特別高度人材
19	理由書	永住許可申請の理由が明らかでない場合	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
20	国籍国が発行する無犯罪証明書等	国籍国における罰科がある可能性がある場合	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
21	健康診断書	感染症予防法第6条で規定する「一類感染症」、「二類感染症」、「指定感染症」、「新感染症」の罹患若しくは麻痺、大麻、あへん及び覚せい剤等の慢性中毒者である疑いが判明した場合には提出を求める。ただし、16歳未満及び70歳以上の者については提出を求めない。	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
22	その他	事案に応じて提出を求めるべき資料	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲

第2 在留資格「日本人の配偶者等」に関する立証資料

1 基本資料

	立証資料	備考	日本人の配偶者		日本人の妻子 及び 特別妻子	
			上陸時 (短期滞在からの 資格変更を含む)	取得 期間更新 又は 資格変更	上陸時 (短期滞在からの 資格変更を含む)	取得 期間更新 又は 資格変更
1	申請書		●	●	●	●
2	① 配偶者(日本人)の戸籍謄本(戸籍謄本に婚姻事実の記載がない場合は、戸籍謄本に加え婚姻届出受理証明書)		●	●		
	② 申請人の国籍国の機関から発行された婚姻証明書		●	●		
3	① 申請人の親の戸籍謄本又は除籍謄本				●	●
	② 出生届受理証明書又は認知届受理証明書	申請人が本邦において出生した場合			●	●
	③ 出生国の機関から発行された出生証明書又は認知に関する証明書	申請人が本邦外において出生した場合			●	●
	④ 特別妻子縁組届出受理証明書又は日本の家庭裁判所発行の妻子縁組に係る審判書謄本及び確定証明書	申請人が特別妻子である場合			●	●
4	① 申請人の住民税の納税証明書(1年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの。納税証明書に総収入、課税額及び納税額の記載がない場合は、これに加えて課税(非課税)証明書)	申請人が本邦において控備している場合		●		●
	② 配偶者(日本人)の住民税の納税証明書(1年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの。納税証明書に総収入、課税額及び納税額の記載がない場合は、これに加えて課税(非課税)証明書)	配偶者(日本人)が本邦において控備している場合	●	●		
	③ 主たる生計維持者の住民税の納税証明書(1年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの。納税証明書に総収入、課税額及び納税額の記載がない場合は、これに加えて課税(非課税)証明書)	4①又は②において提出されている場合は不要	●	●	●	●
5	① 配偶者(日本人)の身元保証書		●	●		
	② 日本に居住する日本人(申請人の親又は養親)等の身元保証書				●	●
6	世帯全員の記載のある住民票		●	●	●	●
7	質問書		●	●		
8	スナップ写真(2張から3張)		●	●		

2 必要に応じて提出を求める資料

	立証資料	備考	日本人の配偶者		日本人の喪子 及び 特別養子	
			上陸時 (短期滞在からの 資格変更を含む)	期間更新 又は 資格変更	上陸時 (短期滞在からの 資格変更を含む)	期間更新 又は 資格変更
9	① 配偶者(日本人)又は扶養者の在職 証明書(自営業の場合は、確定申告 書(控え)の写し及び営業許可書の 写し)	配偶者(日本人)又は扶養者の収入に より生活する場合	▲	▲	▲	▲
	② 配偶者(日本人)又は扶養者の勤務 先の概要を明らかにする資料		▲	▲	▲	▲
	③ 配偶者(日本人)又は扶養者の源泉 徴収票又は税務署長が発行した納 税証明書(所得金額の証明があるも のに限る。)		▲	▲	▲	▲
10	① 配偶者(日本人)又は扶養者の預貯 金通帳の写し又は預貯金残高証明 書	配偶者(日本人)又扶養者の資産によ り生活する場合	▲	▲	▲	▲
	② 配偶者(日本人)又は扶養者が年金 を受給している場合は、年金受給額 を証明する文書 ※基礎年金番号にマスキングが施さ れているものに限る。		▲	▲	▲	▲
11	① 申請人の在職証明書(自営業の場 合は、確定申告書(控え)の写し及び 営業許可書の写し)	申請人の収入により生活する場合		▲		▲
	② 申請人の勤務先の概要を明らかに する資料			▲		▲
	③ 申請人の源泉徴収票又は税務署長 が発行した納税証明書(所得金額の 証明があるものに限る。)			▲		▲
12	① 申請人の預貯金通帳の写し又は預 貯金残高証明書	申請人の資産により生活する場合	▲	▲	▲	▲
	② 資産を保有する者の概要を明らか にする資料		▲	▲	▲	▲
	③ 資産を保有するに至った経緯を明 らかにする資料		▲	▲	▲	▲
13	収入額と支払予定者を明らかにする 資料	申請人が収入を得る予定の場合	▲	▲	▲	▲
14	在学証明書	申請人の子又は申請人自身が小学 校又は中学校に通学する場合にお いて、申請書の記載内容に疑義がある 場合又は確認を要する場合		▲		▲
15	その他	事案に応じて提出を求めるべき資料	▲	▲	▲	▲

第3 在留資格「永住者の配偶者等」に関する立証資料

1 基本資料

	立証資料	備考	永住者の配偶者		永住者の 妻子
			上陸時 (短期滞在からの資 格変更を含む)	取得 期間更新 又は 資格変更	
1	申請書		●	●	●
2	配偶者(永住者)及び申請人の国籍 国から発行された婚姻証明書(本邦 で婚姻手続を行った場合は婚姻届 受理証明書)		●	●	
3	① 本邦における出生届受理証明書又は 国籍国が発行する親子関係を証 明する文書	取得申請の場合			●
	② 国籍を証明する文書				●
	③ その他在留資格の取得を必要とす る事由を証明する文書				●
4	① 申請人の住民税の納税証明書(1年 間の総収入、課税額及び納税額が 記載されたもの。納税証明書に総収 入、課税額及び納税額に記載がない 場合は、これに加えて課税(非課 税)証明書)	申請人が本邦において稼働している 場合		●	●
	② 配偶者又は親(永住者)の住民税の 納税証明書(1年間の総収入、課税 額及び納税額が記載されたもの。納 税証明書に総収入、課税額及び納 税額に記載がない場合は、これに加 えて課税(非課税)証明書)	配偶者又は親(永住者)が本邦におい て稼働している場合	●	●	●
	③ 主たる生計維持者の住民税の納税 証明書(1年間の総収入、課税額及 び納税額が記載されたもの。納税証 明書に総収入、課税額及び納税額 の記載がない場合は、これに加えて 課税(非課税)証明書)	4①又は②において提出されている 場合は不要である。	●	●	●
5	配偶者又は親(永住者)の身元保証 書		●	●	●
6	世帯全員の記載のある住民票		●	●	●
7	質問書		●	●	
8	スナップ写真(2葉から3葉)		●	●	

2 必要に応じて提出を求める資料

	立証資料	備考	永住者の配偶者		永住者の 実子
			上陸時 (短期滞在からの資 格変更を含む)	取得 期間更新 又は 資格変更	
9	① 配偶者(永住者)又は扶養者の在職証明書(自営業の場合は、確定申告書(控え)の写し及び営業許可書の写し)	配偶者(永住者)又は扶養者の収入により生活する場合	▲	▲	▲
	② 配偶者(永住者)又は扶養者の勤務先の概要を明らかにする資料		▲	▲	▲
	③ 配偶者(永住者)又は扶養者の源泉徴収票又は税務署長が発行した納税証明書(所得金額の証明があるものに限る。)		▲	▲	▲
10	① 配偶者(永住者)又は扶養者の預貯金通帳の写し又は預貯金残高証明書	配偶者(永住者)又扶養者の資産により生活する場合	▲	▲	▲
	② 配偶者(永住者)又は扶養者が年金を受給している場合は、年金受給額を証明する文書 ※基礎年金番号にマスキングが施されているものに限る。		▲	▲	▲
11	① 申請人の在職証明書(自営業の場合は、確定申告書(控え)の写し及び営業許可書の写し)	申請人の収入により生活する場合		▲	▲
	② 申請人の勤務先の概要を明らかにする資料			▲	▲
	③ 申請人の源泉徴収票又は税務署長が発行した納税証明書(所得金額の証明があるものに限る。)			▲	▲
12	① 申請人の預貯金通帳の写し又は預貯金残高証明書	申請人の資産により生活する場合	▲	▲	▲
	② 資産を保有する者の概要を明らかにする資料		▲	▲	▲
	③ 資産を保有するに至った経緯を明らかにする資料		▲	▲	▲
13	収入額と支払予定者を明らかにする資料	申請人が収入を得る予定の場合	▲	▲	▲
14	在学証明書	申請人の子又は申請人自身が小学校又は中学校に通学する場合において、申請書の記載内容に疑義がある場合又は確認を要する場合	▲	▲	▲
15	その他	事案に応じて提出を求めるべき資料	▲	▲	▲









